

Primaff Review



●巻頭言 「光り輝く」農政学の再構築を

●就任挨拶 「さまざまな改革に取り組んで」

●動向解析 集落営農組織の設立等が地域農業、
農地利用集積等に与える影響に関する分析
アルゼンチンの農業および農産物輸出インフラの状況
EUの共通農業政策（CAP）の変遷と今後の展望
中山間地域等直接支払制度への取組状況から見た
「集落間連携」の効果と課題

No. 33

平成21年10月

農林水産政策研究所



Primaff Review No.33

農林水産政策研究所レビュー

CONTENTS

-
- | | | | |
|---|-----|----------------|-------------------|
| 4 | 巻頭言 | 「光り輝く」農政学の再構築を | 政策研究大学院大学教授 原 洋之介 |
|---|-----|----------------|-------------------|
-
- | | | | |
|---|------|-----------------|---------|
| 6 | 就任挨拶 | 「さまざまな改革に取り組んで」 | 所 長 長 清 |
|---|------|-----------------|---------|
-
- | | | | |
|---|------|---|---------------------|
| 8 | 動向解析 | 集落営農組織の設立等が地域農業・農地利用集積等と与える影響に関する分析（平成20年度プロジェクト研究成果報告） | 経営安定プロジェクト研究集落営農チーム |
|---|------|---|---------------------|
-
- | | | | |
|----|------|--------------------------|-------------------|
| 16 | 動向解析 | アルゼンチンの農業および農産物輸出インフラの状況 | 国際領域上席主任研究官 中村 敏郎 |
|----|------|--------------------------|-------------------|
-
- | | | | |
|----|------|-------------------------|-----------------|
| 22 | 動向解析 | EUの共通農業政策（CAP）の変遷と今後の展望 | 国際領域主任研究官 勝又健太郎 |
|----|------|-------------------------|-----------------|
-
- | | | | |
|----|------|-------------------------------------|-------------------|
| 28 | 動向解析 | 中山間地域等直接支払制度への取組状況から見た「集落間連携」の効果と課題 | 農業・農村領域主任研究官 橋詰 登 |
|----|------|-------------------------------------|-------------------|
-
- | | | | |
|----|-----|-------------|--------------------|
| 36 | コラム | 単身食生活の理念と現実 | 農業・農村領域主任研究官 杉戸 克裕 |
|----|-----|-------------|--------------------|
-
- | | | | |
|----|---------|--|-----------------|
| 37 | ブックレビュー | Rubies in the orchard: how to uncover the hidden gems in your business | 国際領域主任研究官 井上荘太郎 |
|----|---------|--|-----------------|
-
- | | | | |
|----|---|--|--|
| 38 | 農林水産政策研究に関連する学会等の紹介（2009年10月～12月開催）
最近の刊行物 | | |
|----|---|--|--|
-



「光り輝く」 農政学の再構築を

政策研究大学院大学教授 原 洋之介



現在、米の減反政策やオーストラリア等との自由貿易協定を巡って声高に農政論争が展開している。経済のグローバル化に押されて、国内経済構造のより一層の効率化を目指す「構造改革」政策がここ十数年採用されてきた。だが、このような効率化一本の政策がほぼ必然的にもたらす格差が無視しえなくなり、再び自由と平等という対立しうる2つの基本政策をどう調和させるのかという課題が問われるようになった。そして農業政策は、この基本問題に関わるため、現実的になった政権交代とも絡んで、今論争が大きな注目を浴びているのである。

ところで20世紀はじめにも、当時農政官僚であった柳田國男が「吾人は必ずしも有力なる農業保護説の天下に称

号せらるるを欲するものにあらず」として突きつけた「中農養成」を巡る論争があった。土地の交換分合や営農資本供与を実施する主体として「進歩協同相助」の伝統を保持している村内に産業組合を組織して「わが国農戸の全部をして少くも二町以上の田畑を持たしめた」という。柳田のこの論は、彼より一回り年長の横井時敬などが勧めていた、20世紀はじめからの保護政策下での米増産一本やりの明治政府の農政を痛烈に批判したものであった。

明治30年代には、維新以降の産業化が、前近代の要素や歴史遺産を色濃く残している農村・農業に大きな問題を顕在化させはじめていた。そのためである、多くの社会科学を志す者が農業・農村問題に取り組み、我が国で農

業問題に関する社会科学的分析が誕生した。この農政論は、江戸時代の農政論を踏まえながらも、西欧の経済学や社会科学を取り入れたという意味で「近代科学的な」政策論であった。そして、新渡戸稲造『農業本論』横井時敬『農政経済要論』、河上肇『日本尊農論』そして柳田國男『農政学』など現在でもその価値が減じていない著作が上梓されている。「あらためて年譜を繰ってみると、新渡戸と横井が三十歳の後半、柳田や河上はまだ三十歳を出たばかりの年齢であった。早熟の秀才たちが農業をめぐる学問のフィールドに集まっていた珍しい時代であった」(渡部忠世『農は万年、亀のごとし』)。勿論、資本主義の浸透と農業との関係をどう捉えるかについて、彼らの間に

は大きな意見の対立があった。だが間違はなく「まさに明治三十年代初頭の農政学は、ピカピカ光り輝くような新品の学問だった（井出孫六『柳田国男をあるく』）」のである。

政局にも左右されて農政の混迷が表面化している現在、日本農業の再建策を巡って、輸出産業化の可能性といった論点も加わって激しい論争がおこなわれている。特に株式会社への参入規制撤廃まで含めた個別農家経営の成長戦略が議論の焦点になっている。いうまでもなく、こういった戦略構想は日本農業再建策の構想にとって不可欠な論点である。だが同時に私は、産業としての農業という論点が軽視されはじめていることに大きな危惧を感じているのである。我が国の農業経済学説史を紐解いてみれば、ほとんどの論者は産業化の核となった近代的製造業と、前近代からの歴史を背負った農業とが、産業として決して同質ではないことを重視していたことがわかる。労働市場の未発達故に農業内に堆積していた過剰就業者の農外への移動で経済全体の生産性が上昇し、明治以来の高度経済成長が実現した。その一方で、土地市場が不完全なままであったため、農家間の生産性・所得格差の解消が実現しえなかった。こういった分析を提示し

た大川一司などが、その代表であろう。

吉川洋が『現代マクロ経済学』で指摘しているように、アメリカのマクロ経済学においては最近、基本的には歴史的な形成体である産業という概念が追放されてしまった。その理由は、産業が直接的には最適化をおこなう主体ではないため、ミクロ経済主体の行動を軸とする経済学ではそういった曖昧な概念は不要な飾り物に過ぎないとされたからであろう。だが本場に我が国農業の分析において、産業概念はもはや不要なのであろうか。大企業中小企業間の大きな格差は、貿易や資本移動がグローバル化したとしても、日本経済の労働・資本市場にいまだ無視しがたい不均衡が存在していることの現われである。また、成長力があるとされる個別の農業経営にとって「資本制限」がなくなったとはいえない。さらに、特に土地利用型農業における個別経営の成長戦略を構想するに際して、産業としての農業の特性や水資源管理にかかわっている農村社会のあり方を無視することは許されないであろう。

現在改めて農政論争を論じる時も、大正初期の小農保護論争や戦後高度成長期の農業近代化を巡る論争等、過去1世紀の間、現在とまったく同じ問題を巡って論争が繰り返されてきたこ

とを忘れてはならない。その時々で国民経済に占める農業の重要性は減じてきていたが、農政論争は経済のグローバル化に対応するため小規模家族経営農家の生産効率化をどう実現させるのかというひとつの問題を巡って展開しており、現在もまたこの基本問題が問われている。そうである以上、現在もなお世界の多様な農業との対比の上で、我が国農業の個性を冷静に見つめることが不可欠なはずである。

詳細を論じる余裕はないが、過去1世紀の間先達たちは、日本農業の歴史経路や個性を的確に取り入れた農業経済学を追及し続けてきたのだ。柳田国男も『時代と農政』で「日本では聖徳太子・吉備大臣の昔から舶来の学問でなければ価値がないように思う悪い癖があり」「今日の時節に必要なのは西洋の農業経済学の普及ではなく、日本の農業経済学の開発である」と書いている。大層迂回的になろうが、100年前の柳田のこの発言を改めて噛み締める以外に、農政論を再度1世紀前のように光り輝かす途はないのではなからうか。

「さまざまな改革に取り組んで」

農林水産政策研究所長 長 清

去る7月14日、斎藤前所長の後任として、農林水産政策研究所長を拝命いたしました。この場をお借りして、皆様方に一言ご挨拶申し上げます。

農林水産政策研究所は、農林水産省の所掌する政策に関する総合的な調査及び研究を行う機関として平成13年4月に設立されました。今日までの間、とりわけ平成18年度以降においては当研究所による政策研究の成果が行政部局における政策の企画・立案により一層活用されるよう、いろいろな改革に取り組んでまいりました。

多様な行政ニーズ

―領域チーム制により機動的な研究を―

具体的には、①多様な行政ニーズに対応するための政策研究の枠組みの構築、②行政部局との十分な調整を図った上での政策研究課題の決定、③領域・チーム制の導入による機動的な研究体制の整備を進めてきており、これらを踏まえて、平成19年12月には「農林水産政策研究所政策研究基本方針」を策定し、その明確化を図ったところです。また、第三者による機関評価を新たに導入し、毎年その評価を踏まえ運営の改善を進めております。

求められる

より一層のスピード感

―4つの重点研究分野の活動をととして―

さらに、昨春秋には研究所の霞が関地区への移転を行い、それまでの霞が関の分室も一体化しました。これにより従来以上に農林水産本省各局との連携が強化され、研究所として有機的・総合的な運営が可能となり、研究成果も上がり、行政への貢献も高まることが期待されています。

食料・農業・農村をとりまく情勢の



変化は一層大きなものとなっており、これに対応してより一層スピード感をもつて研究場面においても対処することが求められています。

平成21年度の研究課題においても、世界の食料需給の中長期的な見直しに関する研究などの食料の安定供給分野、水田・畑作経営所得安定対策導入に伴う農業経営・農地利用集積等の動向の分析を目的とする国内農業の体質強化分野、地域の活性化の要因分析を行う農山漁村の活性化分野、さらに、新たな農林水産環境政策の社会経済的影響評価に関する研究を行う環境対策分野の4分野を重点研究分野として活動を進めていくこととしています。

世界に開かれたフォーラムと なつて

また、関係する諸研究機関、大学などともより一層交流・連係を強化していくことが重要となっております。さらに、OECD、FAOなどの国際機関との関係強化も必要です。そういった意味で、当研究所が農業政策研究の広く世界に開かれたフォーラムとなつていくことが求められていると考えて

おります。

当研究所がその使命を果たすことができるよう、職員とともに一丸となつて努めてまいる所存です。関係の皆様方のご支援、ご鞭撻を心からお願い申し上げます。

長 清 (ちよう きよし)

農林水産政策研究所長
(Director-General)

専門分野

農業経済学

略 歴

1954年生まれ
1977年 九州大学農学部
農政経済学科卒業
1977年 食糧庁入省
1987～90年 JETRO ロンドン
センター駐在
2001年 食糧庁総務部企画課長
2004年 大臣官房政策報道官
2006年 大臣官房統計部長
2009年7月 現職

集落営農組織の設立等が 地域農業、農地利用集積等に 与える影響に関する分析

(平成20年度プロジェクト研究成果報告)

経営安定プロジェクト研究 集落営農チーム

1 はじめに

平成19年度から導入された経営所得安定対策の下、各地域で集落営農組織の設立等が地域農業や農業経営等にとどのような影響を及ぼしているか継続的に把握し、今後の地域農業の発展方向と農業構造の変化の予測のための研究を19年度より実施している。20年度は、組織立ち上げの動きが一段落した後の、経営の安定化・発展に向けた動き、法人化の動きに重点を置いて分析した。また、組織の運営目的や組織の営農を担う者の違いにより調査対象組織を類型化し分析した。

2 研究方法

平成20年度においては、まず、全体的な集落営農組織の経営実態を把握するため、アンケート調査(500組織)に対して実施し、有効回答数は382を達成した⁽¹⁾。その結果も踏まえて、調査対象に補充を行い、最終的に集落営農組織77、認定農業者30人に対する現地調査を行い、分析を実施した。

3 集落営農組織の安定化・発展に向けた取組の特徴

1 集落営農組織の類型化と安定化・発展の状況

平成20年度においては、19年度から連続して調査を行った集落営農組織が67あることから、これらの組織について、2年間の経営の安定化・発展の状況を分析した。

(1) 集落営農組織の類型化

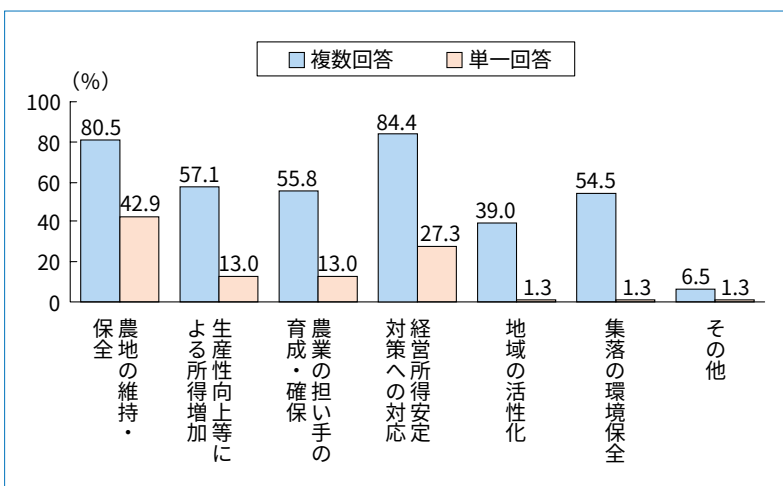
組織の運営目的や組織の営農を担う者の違いにより調査対象組織を類型化して、類型ごとの経営の安定化・発展の方向性の相違を明らかにした。

1) 組織の運営目的の相違

組織の運営目的を見ると、「複数回答可」では、「経営所得安定対策への対応」が84%と最も回答割合が高く、続いて「農地の維持・保全」が81%^(第1図)となっている。他方、「最も重視した目的」では、「農地の維持・保全」が43%と最も回答割合が高く、続いて「経営所得安定対策への対応」が27%となっている。

2) 組織の営農を担う者の相違

組織の営農を担う者(組織の作業で中心的な役割を果たす者



第1図 集落営農組織の運営目的

資料：農林水産政策研究所調べ。

の違いを地域ブロック別に見ると⁽²⁾、東北の調査対象組織では担い手主体型⁽³⁾の組織が8割^(第2図)となっている。これに対して、北陸では全戸共同型の組織が8割弱となっている。

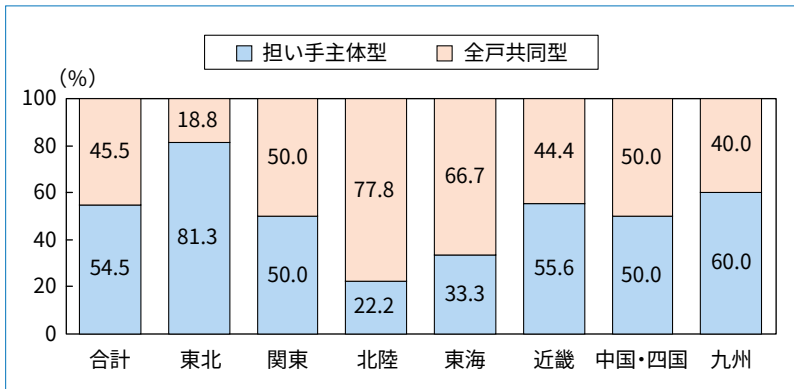
3) 経理の一元化の状況

20年度には、組織で経理を行う中で個別の営農スタイルが継続されているいわゆる「枝番方式」の集落営農組織を把握した。これを地域ブロック別に

見ると、「一部プール計算」（麦、大豆等でプール計算を行っていても米では「農家ごとに計算」の組織も含めると、調査対象組織では、九州、東北、関東の3地域で、いわゆる「枝番方式」の組織が多くなっている（第3図）。

4) 類型区分

集落営農組織の運営目的の違い⁽⁴⁾、組織の営農を担う者の違い等を踏まえて、6つの類型区分を設定した（第1



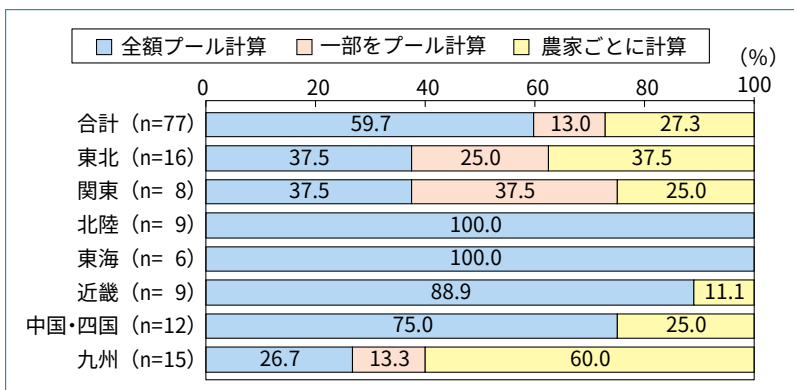
第2図 地域ブロック別に見た担い手主体型と全戸共同型の分布

資料：農林水産政策研究所調べ。

表。以下の分析では、下記の仮称で、各類型に属する組織を総称することとした。

〈各類型ごとの仮称〉

- ① 所得増・担い手型 (Ⅰ-A)
- ② 所得増・全戸型 (Ⅰ-B)
- ③ 農地維持・担い手型 (Ⅱ-A)
- ④ 農地維持・全戸型 (Ⅱ-B)
- ⑤ 目的未決・担い手型 (Ⅲ-A)
- ⑥ 目的未決・全戸型 (Ⅲ-B)



第3図 地域ブロック別に見た経理一元化の範囲

資料：農林水産政策研究所調べ。

第1表 組織の運営目的、組織の営農を担う者の違いによる類型区分

		組織の営農を担う者	
		担い手主体 (A)	全戸共同 (B)
組織運営の目的	生産性向上等による所得の増加 (Ⅰ)	Ⅰ-A	Ⅰ-B
	農地の維持・保全 (Ⅱ)	Ⅱ-A	Ⅱ-B
	目指す方向を決めかねているもの (Ⅲ)	Ⅲ-A	Ⅲ-B

注 (1)ここでの「担い手」とは、組織の作業の中心的な役割を果たす特定の者（認定農業者、オペレーター、リーダー等）であって、将来的に主たる従事者となり得る者のことをいう。
 (2)運営目的を「担い手の育成・確保」としている組織については、外部等から若い担い手を確保するため収益の向上等を課題として挙げている組織を「Ⅰ」に、その他を「Ⅱ」に便宜上振り分けた。
 (3)運営目的を「経営所得安定対策への対応」としている組織で、販売額を農家ごとに計算している組織は「Ⅲ」に分類した。

(2) 集落営農組織の経営の安定化・発展に向けた動き

19年度から20年度にかけて連続して調査を行った67集落営農組織に対して、組織からの回答を基に、経営の安定化・発展に関する以下の5指標を定義し、どの指標で進展があったかを把握した。

i) 機械の共同利用の増加
 ii) 50歳未満のオペレーターの確保・増加

iii) 農地・農作業の引き受け、利用集積の進展
 iv) 複合部門・多角部門の導入・拡大
 v) 組織設立後の法人化

1) 組織の立ち上げ前の状態による違い

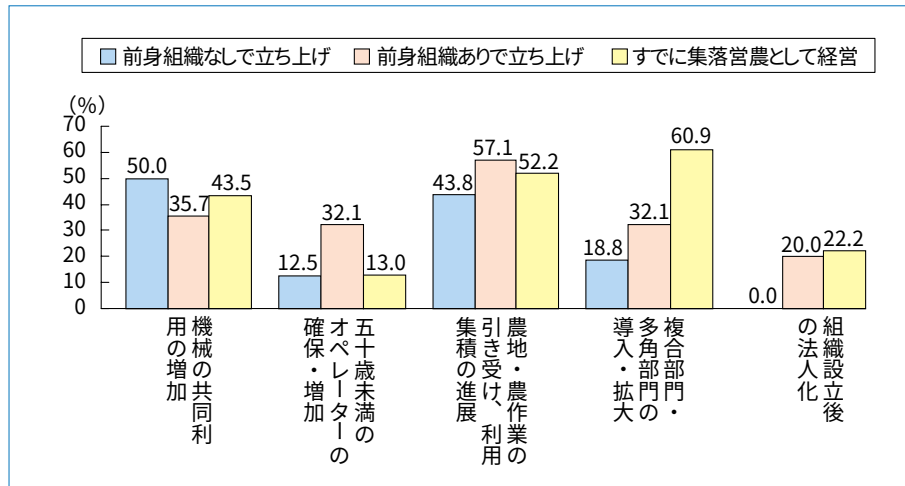
まず、集落営農組織の組織としての歴史の長さの違いにより、経営の安定化・改善のための取組が異なると考えられることから、集落営農組織の立ち上げ前の状態別に、集落営農組織67の19年度以降の経営の安定化・発展の状況を、5つの指標により把握した。全体では、いずれかの指標で進展が見られた組織の割合が73%となっている。この割合は、集落営農組織としての歴史が長いほど高くなっている。他方「前身組織なしで立ち上げられた組織」の44%の組織で、いずれの指標においても進展が見られなかった。

続いて、設立前の状態ごとに、進展のみられた指標の違いを整理した（第4図）。

①「前身組織なしで立ち上げられた組織」では、「機械の共同利用の増加」と「農地・農作業の引き受け、利用集積の進展」の割合が高くなっている。

②「前身組織ありで立ち上げられた組織」では、「農地・農作業の引き受け、利用集積の進展」の割合が高く、続いて「機械の共同利用の増加」、「50

③「すでに集落営農として経営実態のあった組織」では、「複合部門・多角部門の導入・拡大」と「農地・農作業の引き受け、利用集積の進展」の割合が高くなっている。

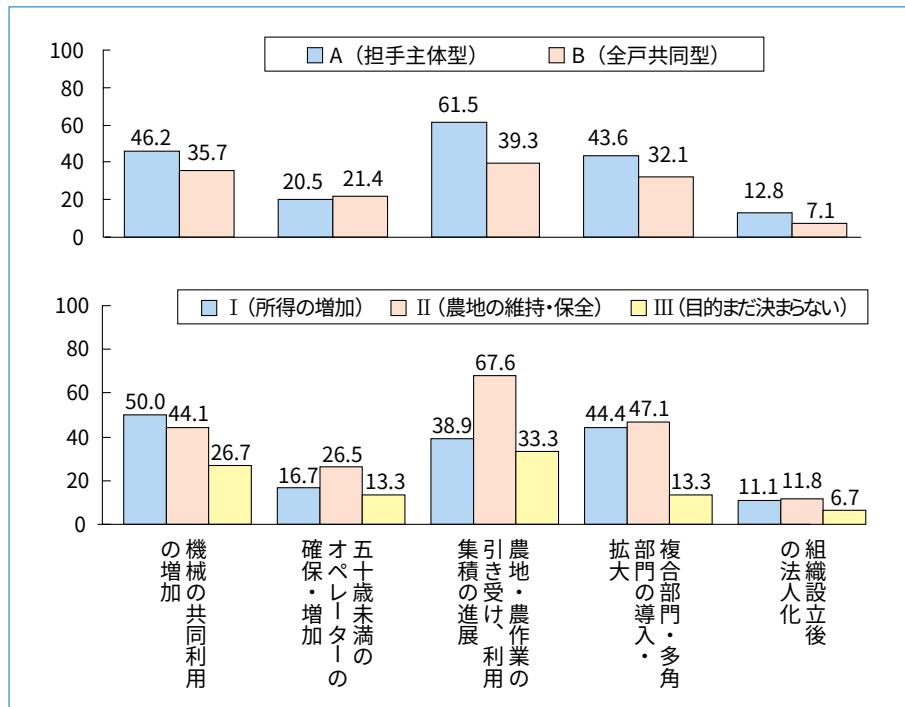


第4図 設立前の状態別に見た経営の安定化・発展の状況

資料：農林水産政策研究所調べ。

注：「組織設立後の法人化」の割合については、その累計に含まれていた任意組織の総数（当該法人化組織も含む）に対する比率である。

2) 類型区分による違い
集落営農組織の運営目的、組織の営



第5図 類型別に見た経営の安定化・発展の状況

資料：農林水産政策研究所調べ。

注：「組織設立後の法人化」の割合については、その累計に含まれていた任意組織の総数（当該法人化組織も含む）に対する比率である。

農を担う者の違いによっても、経営の安定化・発展の方向性が異なると考えられる。

第5図で、類型ごとに進展のあった指標の違いを見ると、「担手主体型（A）」と「全戸共同型（B）」では、各指標について進展のあった組織の割合では差があるものの、割合の高い指標の順位

2 条件不利地域における集落営農組織の特徴と役割

農業生産条件が不利な中山間地域では、現状の組織活動や今後の組織の発展方向が平地とは異なると考えられる。このため、中山間地域等の条件不利地

は変わらず、明確な方向性の違いは見られない。
これに対して、運営目的別では、次のように指標の進展状況で方向性に違いが見られる。
①「所得増（I）」では、「農地・農作業の引き受け、利用集積の進展」よりも、「機械の共同利用の増加」や「複合部門・多角部門の導入・拡大」の割合が高くなっている。
②「農地維持（II）」では、「農地・農作業の引き受け、利用集積の進展」の割合が他の目的に比べて20ポイント以上高くなっている。
③「目的未決（III）」でも、各指標で進展が見られるが、総じて低い割合となっている。
以上から、それぞれの組織の運営目的に沿った形で経営の安定化・発展が見られる組織が多くなっていることが分かる。
今後は、組織運営の目的によって取組の方向性に違いがあることを踏まえて、支援を行っていくことが必要である。

域の組織の態様や運営目的の特徴等を平地の組織と比較分析を行った。

(1) 組織形態および組織の運営目的

中山間地域の組織の方が平地農業地域より法人となっている組織割合が高く、「特定農業法人」が27%（平地農業地域19%）、「その他の法人」が18%（同10%）となっている。

また、組織の運営目的（最も重視したもの）を比較すると、「農地の維持・保全」とする組織割合が中山間地域で59%と高くなっている（平地農業地域は34%）。中山間直払いの対象農用地がある組織（15組織）に限定すると、割合は67%とさらに高まる。

(2) 水田農業における組織の役割

平地農業地域に立地する組織では、集落営農組織が耕作する面積割合が62%と高いのに対し、中山間地域に立地する組織における同面積割合は40%と低くなっている（第2表）。中山間地域に立地する組織では、水田の過半を集落内の個別農家が耕作している。これは、中山間地域では、傾斜地の水田を多く抱え、区画が小さい等により、平地農業地域のように、少数の担い手によって地域内の水田を一手に引き受けることが難しいためと考えられる。

第2表 地域の水田農業における担い手状況および組織の生産基盤

	集落営農を構成している集落数（1組織当たり平均）（集落）	組織が立地する地域の水田面積（1組織当たり平均）（ha、%）	組織が立地する地域の耕作者別田面積割合（%）							1組織当たり平均田集積面積（ha）		1組織当たり平均の生産基盤	
			集落営農組織が耕作する集落の割合（%）	集落内の農家が耕作			集落外からの入作者が耕作	誰も耕作していない		集積面積	特定作業受託面積	田の団地数（箇所）	30a区画以上整備割合（%）
				組織参加	組織非参加	認定農業者							
政策研調査客体（計）	3.0	85 100.0	56.8	15.5	16.9	12.0	7.8	3.0		51.1	9.8	3.4	58.2
平地農業地域	3.2	91 100.0	62.0	10.4	15.4	11.6	8.3	3.9		62.2	9.3	2.6	65.5
中山間地域	2.6	80 100.0	39.7	31.9	22.4	13.2	5.8	0.2		34.4	13.3	5.0	41.5
中山間直払いの対象農用地がある	2.6	75 100.0	43.1	40.9	11.4	1.7	4.2	0.4		36.2	14.8	5.5	36.3

資料：農林水産政策研究所調べ。

(3) 地域資源の管理活動への取組

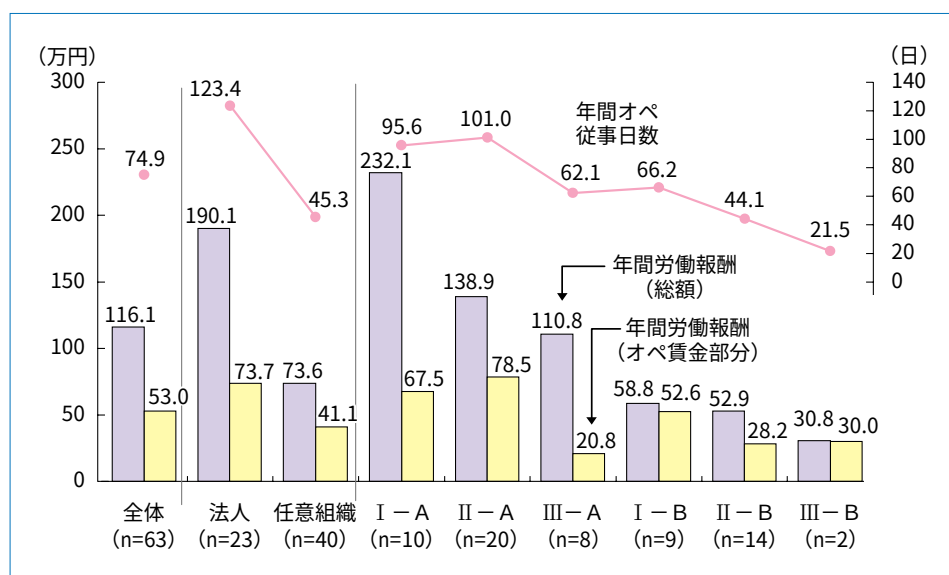
中山間地域の集落営農組織では、中山間直払いや農地・水・環境保全向上対策も併せて実施されている地域が多いと考えられる。実際に、調査対象組織では、中山間直払いの対象農用地がある地域の15組織では、

すべて中山間直払いに取り組んでおり、このうち6組織で農地・水・環境保全向上対策にも重複して取り組んでいる。今後は、中山間直払いや農地・水・環境保全向上対策といった地域対策と組織活動をいかにうまく連携させていくかが重要な鍵となる。

4 集落営農組織の動向

1 オペレーター活動の現状

オペレーターの年齢構成については、すべての組織で中高年層の割合が高く、青年層の



第6図 年間労働報酬が最も多いオペレーターの報酬・従事状況（平均値）

資料：農林水産政策研究所調べ。

確保状況では、組織の運営目的、組織の営農を担う者の違いにより差があると考えられる。オペレーター数を年代別にとり、その最頻値がある年代の出現率を見ると、中高年のオペレーター（平均57・3歳）が主力となっている。他方で、「所得増・担い手型（I-A）」

では青年層も厚く存在している。

年間労働報酬が最も多いオペレーターについて、その労働報酬や従事状況を見ると(第6図)、総額は「所得増・担い手型」が最も多く、左から右に分類順に低くなっている。

他方、オペレーター賃金部分は、オペレーターとしての従事日数に応じた金額となっており、「所得増・担い手型(I-A)」から「目的未決・担い手型(III-A)」までの組織では、年間労働報酬との格差が発生している。特定の担い手を育成する意識が強い「所得増・担い手型(I-A)」から「目的未決・担い手型(III-A)」までの組織では、役員報酬等も含めた総額の拡大により、担い手への経済的インセンティブを与えていると推測される。

2 利用集積面積規模別に見た今後の経営展開方向

利用集積面積規模別に今後の組織の分割・統合等に関する意向を見たのが第3表である。

①100ha以上層では、一部の組織では組織形態の変更を伴った組織分割を視野に入れている。

②50～100ha層では、経営規模は現状維持とする割合が高く、全体的に今後の動きは鈍い。

③30～50ha層、20～30ha層では、他組織との統合・連携を視野においた組織

第3表 経営規模、分割・統合に関する意向(組織割合)

			分割・統合の意向(%)					
			分割の 予定あり	統合の 予定あり	予定なし		無回答	
					分割も視 野	統 合・連 携も視野		
合 計			1.3	5.2	92.2	2.6	18.2	1.3
水田の 集積面 積規模	100ha以上	14.3	0.0	85.7	14.3	0.0	0.0	
	50～100	0.0	0.0	94.1	5.9	5.9	5.9	
	30～50	0.0	11.8	88.2	0.0	23.5	0.0	
	20～30	0.0	11.8	88.2	0.0	41.2	0.0	
	20ha未満	0.0	0.0	100.0	0.0	10.5	0.0	

資料：農林水産政策研究所調べ。

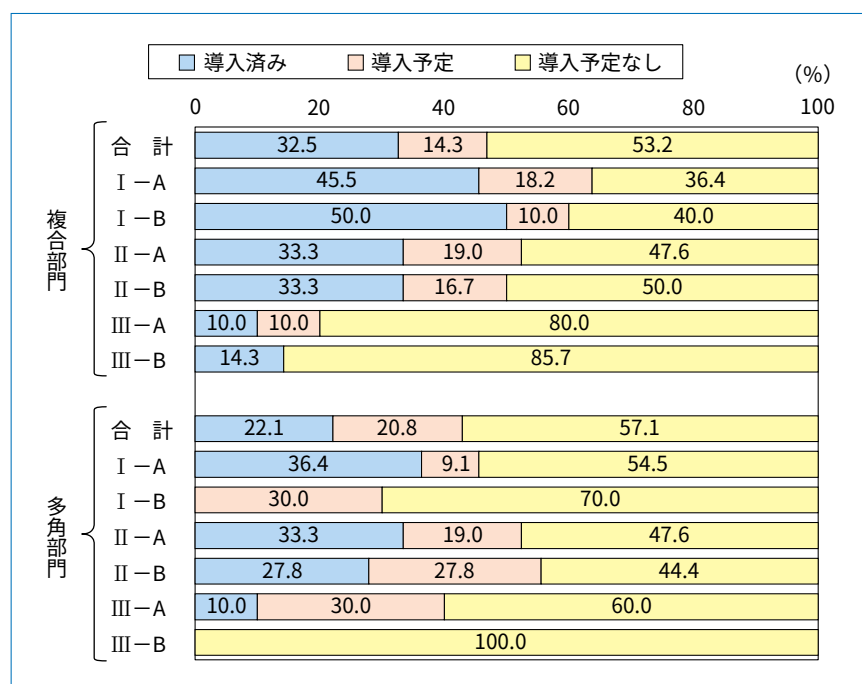
3 複合化・多角化等経営の展開方向

が多い。
④20ha未満層では、地域内の個別農家の耕作地の引き受けが追求される見込みである。

19年度は、複合部門や多角部門を導入する必要性を感じている組織が既に入多かったが、まだ抽象的なイメージを

抱いている段階の組織も多かった。しかしながら、20年度になると、複合部門、多角部門を導入した組織や導入計画を具体化させた組織が増加している。
20年度においては、対象組織のうち、複合部門を32%、多角部門を22%、それぞれ導入済みであり、導入予定も、複合部門で14%、多角部門で21%と、今後も導入の拡大が見込まれる状況となっている。

複合部門、多角部門導入の動きについて6つの類型ごとに比較したのが第7図である。複合部門については、その運営目的が「所得増(I)」、「農地維持(II)」、「目的未決(III)」の順に、取り組んでいる組織の割合が高くなっている。
他方、多角部門については「所得増・担い手型(I-A)」、「農地維持・担い手型(II-A)」



第7図 類型別に見た複合部門、多角部門の導入状況

資料：農林水産政策研究所調べ。

といった「担い手主体型」での割合が高くなっている。この点については、多角部門に主体的に取り組む担い手の有無が関係している可能性がある。
また、複合部門、多角部門の導入では、東北、北陸で複合部門の導入割合が高く⁽⁶⁾、大消費地がある関東、近畿で直売の導入割合が高いなど、地域性が見られることにも留意が必要である。

4 認定農業者と 集落営農組織の関係

同じ認定農業者を取り込んでいる組織でも、立地する地域で、その組織内での位置付けが大きく異なると考えられる。このため、20年度には、組織に加入した認定農業者の加入前の経営内容、組織での役割を調査し、その違いを整理した。

地域ブロック別に認定農業者の参加状況を整理したのが第4表である。認定農業者が参加している組織がない北陸を別にして、集落営農組織に加入している認定農業者の組織運営に対する関与のあり方は、①多人数が加入しオペレーターを担当しているが、役員にはあまりない東北、②加入は少人数であるが、役員およびオペレーターを担当している中国・四国、東海、近畿、③組織へ加入していても、運営への関与度合いが小さい関東、九州の三様に別れている。

また、後継者のいない認定農業者が高齢化し、その経営農地の一部を地域内の集落営農組織が引き受けたという事例も出てきており、逆に、現在、地域内で認定農業者と認定農業者の参加がない集落営農組織が棲み分けているが、集落営農組織の方では、いずれは認定農業者の参画を得て、中心的な担い手になってもらうことを期待している組織も3組織あった。

第4表 地域ブロック別にみた認定農業者の加入状況

(単位:組織、人、%)

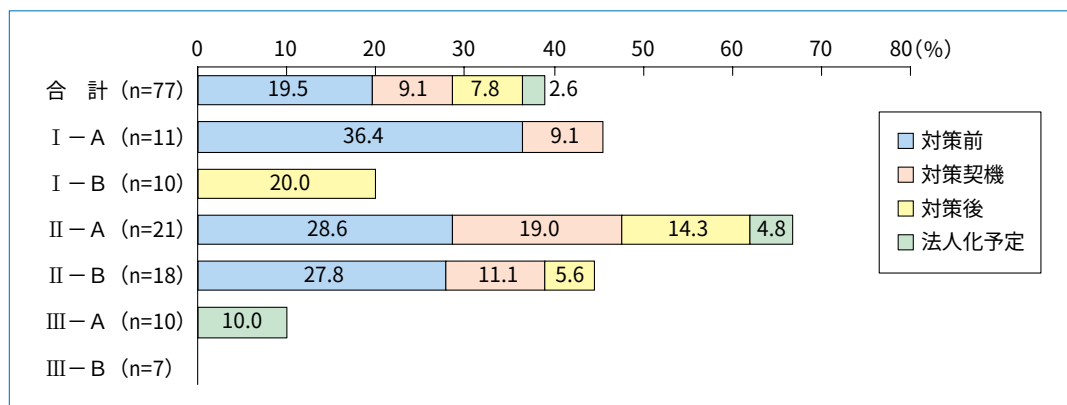
	組織数	地域の認定農業者数	稲作中心	集落営農組織参加認定農業者数	稲作中心	役員である	オペレーターである
合計	40	218 <100.0>	168 <77.1>	145 <66.5>	105 (72.4)	42 (29.0)	66 (45.5)
東北	6	44 <100.0>	38 <86.4>	31 <70.5>	30 (96.8)	7 (22.6)	27 (87.1)
関東	5	33 <100.0>	12 <36.4>	18 <54.5>	7 (38.9)	3 (16.7)	5 (27.8)
北陸	4	5 <100.0>	4 <80.0>	0 —	0 —	0 —	0 —
東海	4	7 <100.0>	4 <57.1>	5 <71.4>	2 (40.0)	3 (60.0)	3 (60.0)
近畿	6	18 <100.0>	16 <88.9>	11 <61.1>	10 (90.9)	6 (54.5)	6 (54.5)
中国・四国	6	11 <100.0>	5 <45.5>	9 <81.8>	4 (44.4)	7 (77.8)	6 (66.7)
九州	9	100 <100.0>	89 <89.0>	71 <71.0>	52 (73.2)	16 (22.5)	19 (26.8)

資料：農林水産政策研究所調べ。

注：〈 〉は地域の認定農業者に占める割合，() は集落営農組織への参加認定農業者に占める割合である。

5 集落営農組織の法人化

所得増を目的とした組織の方が、農地の維持を目的とした組織より法人化



第8図 類型別に見た法人化の時期

資料：農林水産政策研究所調べ。

6 集落営農組織の所得配分等

地代や賃金等で分配した後の「配当」の分配方法については類型別に違いがあると考えられる。第5表で見ると、「所得増・担い手型(I-A)」では、配当の分配は、地代相当である面積割が多くなっている。そして、「農地維持・担い手型(II-A)」では、労働に分配する組織と地代に分配する組織とに二分されており、「所得増・全戸型(I-B)」では、地代へ分配する組織の割合が高くなっている。これらに対して、「農地維持・全戸型(II-B)」では、労働へ分配する組織と地代に分配する組織とに二分されている。

組織の営農を担う者の違いで見ると、担い手主体型(A)の方が、全戸共同型(B)よりも法人化している組織の割合が高くなっている。また、「所得増・担い手型(I-A)」は対策導入前の法人化が多く、「農地維持・担い手型(II-A)」では対策導入を契機や導入以前の法人化が多くなっている。

第5表 類型別の利益の分配方法（調査対象）

（単位：組織、％）

	組織数	労働割り	従事分量配当	面積割り	戸数割り	収量に応じて	品質に応じて	その他
合 計	77	31 (40.3)	8 (10.4)	47 (61.0)	4 (5.2)	26 (33.8)	8 (10.4)	13 (16.9)
I-A	11	3 (27.3)	0 (-)	8 (72.7)	1 (9.1)	3 (27.3)	2 (18.2)	3 (27.3)
I-B	10	5 (50.0)	2 (20.0)	7 (70.0)	0 (-)	2 (20.0)	0 (-)	1 (10.0)
II-A	21	10 (47.6)	5 (23.8)	12 (57.1)	2 (9.5)	1 (4.8)	1 (4.8)	2 (9.5)
II-B	18	8 (44.4)	1 (5.6)	11 (61.1)	0 (-)	5 (27.8)	4 (22.2)	6 (33.3)
III-A	10	3 (30.0)	0 (-)	7 (70.0)	1 (10.0)	8 (80.0)	1 (10.0)	0 (-)
III-B	7	2 (28.6)	0 (-)	2 (28.6)	0 (-)	7 (100.0)	0 (-)	1 (14.3)

資料：農林水産政策研究所調べ。

7 集落営農組織における小作料

集落営農組織内の小作料と実勢小作料を比較すると、両者はおおむね同水準の集落が多いが、集落営農組織内の小作料の方が2～3割高い集落も比較的多くなっている。

集落営農組織内の小作料が高い理由としては、集落内の地主の合意を取り付けるため意識的に高くしているケースもあれば、全戸共同型の組織で、簡単かつ公平に、全員に「所得」部分を分配するため、小作料に上乘せを行っているケースもあると思われる。

5 まとめ

以上、総括的に集落営農組織の動向とその影響を整理した後、個別課題ごとに、集落営農組織における動向とその特徴を見てきたが、最後に、平成20年度における調査・分析の結果を、①経営の安定化・発展の方向性、②法人化に向けた取組、③組織再編の動き、というくくりで横断的に総括し、今後の研究課題についても整理する。

(1) 集落営農組織の経営の安定化・発展の方向性

集落営農組織の立ち上げ前の状態の違いで、その後の経営の安定化・発展

のための取組の内容に違いが見られた。このため、集落営農組織が組織としての一体性を強めるのに応じて、経営の安定化・発展の方向性が変わっていくと思われる。そして、こうした安定化や発展の方向性のシフトに合わせて、地域農業や農業経営に対して効果が現れ、それが次第に大きくなっていくと考えられる。

また、組織の運営目的の違い、組織の営農を担う者の違いを踏まえた類型ごとの分析では、この1年間だけでも、その運営目的に沿った経営の安定化や発展の進展が確認された。他方、目指す方向を決めかねている組織でも、割合は低いものの、経営の安定化・発展に向けて様々な取組を模索している。今後、こうした組織の運営状況を把握・分析し、経営の安定化・発展に取り組むための糸口を提供する必要がある。

さらに、経営の安定化・発展の方向性については、地域性も大きく影響している。

中山間地域の組織では、平地農業地域の組織に比べて農地の維持を目的とした組織が多く、経営所得安定対策だけでなく、中山間直払いや農地・水・環境保全向上対策にも取り組まれている。今後は、こうした地域対策と組織活動をいかに緊密に連携させていくかを明らかにしていく必要がある。

他方、経営の発展の1つの方向であ

る経営への複合部門、多角部門の導入においても、組織の運営目的や組織の営農を担う者の違いによって取組状況に差が生じているほか、地域性による違いも確認された。今後は、こうした運営目的や地域特性も踏まえ、それぞれの組織に適した複合部門、多角部門の導入のあり方を整理していくことが必要である。

(2) 法人化に向けた取組

組織の運営目的の違い、組織の営農を担う者の違いを踏まえた類型ごとの分析では、「農地維持・担い手型」で、法人化した組織の割合が最も高く、19年度以降においては法人化の動きでも最も活発であった。他方、「所得増・全戸型」では、法人化した組織の割合も少なく、今後についても、法人化に対して消極的な組織の割合が高くなっている。

この背景としては、「農地維持・担い手型」では、中心となる担い手の人数が絞られていて合意が得られやすく、組織の運営目的が「農地の維持・保全」なので、地域の地権者からの合意を得られやすいといった理由が考えられるが、今後さらに検証が必要である。

また、全体的には、プール計算を実現している組織ほど法人化している組織の割合が高かったが、「農地維持・担い手型」では、法人化した組織の割

合が最も高いにもかかわらず、米を含めたプール計算ができていない組織が多かった。逆に、「所得増・全戸型」では、米も含めたプール計算が実現している組織の割合が最も高いにもかかわらず、法人化は進展していない。これらの理由としては、「農地維持・担い手型」では、米も全面的にプール計算して法人化することについての合意が得られず、米のプール計算より法人化を優先した組織が多かったことが、また、「所得増・全戸型」では、米のプール計算が実現しても、それが法人化の契機にはならなかった組織が多かったことが、それぞれの要因として考えられる。これらの点についても、今後さらに検証していく必要がある。

(3) 組織再編の動き

本調査対象77組織のうち、54組織が経営所得安定対策の導入を機に立ち上げられたばかりの組織であったにもかかわらず、同対策導入の1年後に、早くも、全部で調査対象組織の3分の1が、現行組織の再編を視野に入れたり、すでに再編に着手していた。今後、経営所得安定対策の導入後、時間を経るにつれて、こうした再編の動きはさらに具体化すると思われる。

この再編によってどのような組織が新たに生まれ、認定農業者が集落営農組織に新たに参加したり、あるいは脱

退したりすることが組織にどのような影響を与えるのか、今後の組織再編の動きをフォローし、これらの点を明らかにしていくことが必要である。

注(1) 農林水産政策研究所「集落営農組織へのアンケート調査結果(平成20年5月実施)の公表について」(20年8月12日公表)

(2) 本調査では、北海道の調査対象が2組織だけであるので、地域ブロック別の図表からは、北海道を除いている。また、東海についても、調査対象組織が6組織のみであり、そのうちの半数を三重県の中山間地域に立地する3組織が占めているので、同地域のデータについては、地域特性を反映したものとは言えないことに留意する必要がある。

(3) ここでは、オペレーターの人数が参加農家戸数に比べて著しく少ない組織は「担い手主体型」に、オペレーターの人数が参加農家戸数という組織は「全戸共同型」にそれぞれ分類したが、オペレーターの人数が少なくても、オペレーターの人数+補助作業員の人数が参加農家戸数という組織は、全戸が農作業を共同で行っていると見なし「全戸共同型」に分類した。また、いわゆる「枝番方式」で、実質的には個別作業が維持されている組織も「全戸共同型」に分類した。

(4) 今回の分類では、最も重視した運営目的として「農業の担い手の育成・確保」を挙げた10組織については、集落外等からの若い担い手の確保のため、収益性の向

上、所得の拡大等が必要としている3組織を「I」に分類し、その他、農地の維持・保全、地域農業の維持等のために、「担い手の確保が必要」と回答している7組織を「II」に便宜上分類した。

(5) ここで分析した経営の安定化・発展については、調査対象者に選択肢を設けて直接回答してもらった結果ではなく、できるだけ客観的に相互に比較できるように、調査票に記入された定量的なデータに基づき、以下のように具体的に定義して、進展の有無を整理した。

i 機械の共同利用の増加

19 20年度にかけて、組織が所有する共同で利用するための農業機械の台数が増加した場合、もしくは個別農家の所有する機械の処分が進んだ場合、もしくは共同で利用する農業機械の効率化が図られた場合

ii 50歳未満のオペレーターの確保・増加

19 20年度にかけて、50歳未満のオペレーターの人数が増えた場合

iii 農地・農作業の引き受け、利用集積の進展

19 20年度にかけて、農地の利用権設定面積、作業受託面積が増加した場合、もしくはリタイアして組織から抜ける農家の農地を組織が引き受けた場合、もしくは団地化・ブロックローテーション化が新たに実現した場合

iv 複合部門・多角部門の導入・拡大

19 20年度にかけて、複合部門もしくは多角部門が新たに導入された場合、もしくは取組規模が拡大した場合

v 組織設立後の法人化

19年4月以前に設立された組織が、19年5月以降、法人化した場合

(6) 農林水産政策研究所「水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織に関する報告」(平成21年3月)においては、調査対象組織のうち、東北、北陸の組織の90%で、複合部門もしくは多角部門を導入したり、今後導入することを志向していることを紹介。

※ 本調査・分析は、以下のプロジェクトチームが行った(カッコ内は本報告の担当部分)。

吉田行郷 (1、2、31、43、5)

小野智昭 (45、6)

橋詰 登 (32)

江川 章 (41)

高岸陽一郎 (41)

香月敏孝 (42)

千葉 修 (44)

進藤真理 (47)

斉藤 薫

出田安利

吉井邦恒

川崎賢太郎

鈴木源太郎(現経営局経営政策課)

長谷川晃生(現農林中金総合研究所)

石原清史(現東京農工大学教授)

熱田健一(現生産局知的財産課)

金子(鶴澤)いづみ

(日本学術振興会特別研究員)

アルゼンチンの農業および農産物輸出インフラの状況

国際領域上席主任研究官 中村 敏郎

1 はじめに

南米の農業大国であるアルゼンチンは大豆、トウモロコシ、小麦等の主要輸出国であることから、同国の農産物生産、農業政策および輸出政策の動向は国際食糧需給に大きな影響力を有している。我が国との農産物貿易関係は小規模に留まっているが、旧来からのトウモロコシ、小麦、牛肉の輸出に加え、大豆生産の急激な拡大に伴い、近年、中国への大豆輸出の急速な伸長や大豆油、粕の世界輸出量における過半の占有など今後の同国の農産物生産および輸出動向は、国際市場、ひいては我が国の農産物輸入にも影響を及ぼすことが予想されることから、それらを注視していく必要がある。このため当研究所においては、主要国の一つとして同国の農産物生産、農業政策および輸出政策の動向等をカントリールポートとして取りまとめている。本稿においては、最近の情報を含めた、同国の農業情勢を概観するとともに、今年度のケーススタディである同国の輸出インフラの状況について紹介する。

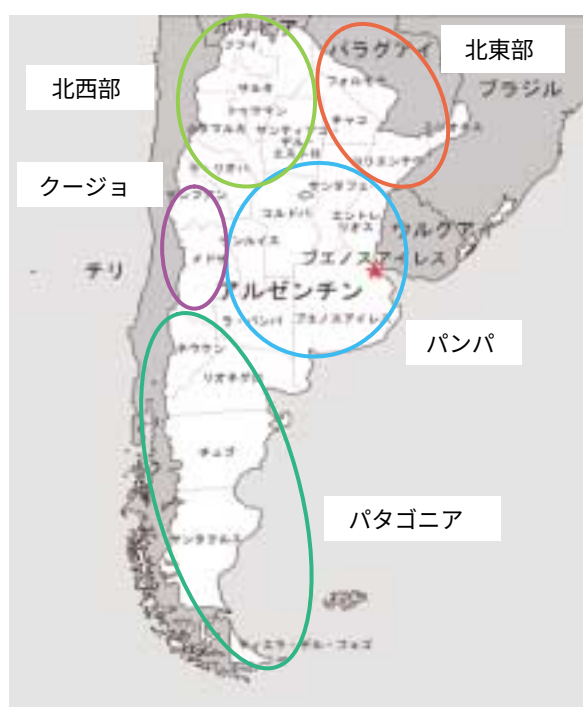
2 農業概況

アルゼンチンの農業は、肥沃な土壌、

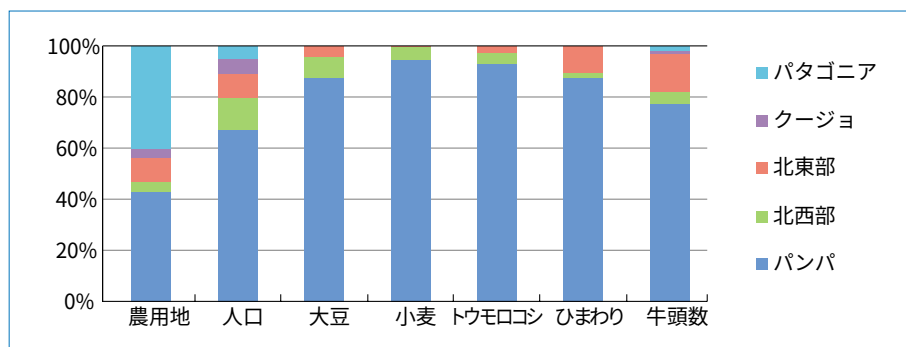
温暖な気候、適度な降雨および海運の便の良さという条件に恵まれたパンパ地方を中心に発展してきている。2002年農業センサスに用いられた地域区分を第1図、地域区分ごとの農用地面積、人口、アルゼンチンの主要農産物である大豆、小麦、トウモロコシ、ひまわりの生産量、牛の頭数の割合を第2図に示す。同センサスによれば、国土面積2,780千km²のうち農用地は124百万ha(国土の45%、耕地24百万ha、放牧地100百万ha)である。農業経営体数は333,5千であり、土地所有は平均で588ha、5千ha以上所有する経営体(全体数の2%)で土地全体の50%を所有しており、独立以降進んだ大

土地所有制が現在まで続いている。農作業は大型農業機械を装備した受託組織によるものが農業生産の半分以上を占めている。人口は豊富な農業生産力に比べると小さく、2009年は約4千万人、人口増加率も1%未満と推計されて

おり、将来的にも高い輸出余力を保持しているといえる。このため、農産物およびこれに由来する製品は輸出全体の半分を占め、経済の根幹をなしている。2008年の輸出総額は70,589百万ドル、そのうち農業一次産品15,217百万ドル、農産物由来製品24,050百万ドル、合わせて約56%である。また、2001年の経済危機に際して再導入された農産物への輸出税は財政に貢献し、債務返済不履行に陥った経済危機からの建て直しに寄与している。政府は、国内消費向け農産物の価格安定を図るため、輸出税のほかに輸出の数量規制、登録制度等の輸出管理を実施している。こ



第1図 アルゼンチンの地方区分



第2図 農用地、人口、主要農産物生産量、牛頭数の地域区分ごとの割合

資料：農用地は2002年農牧業センサス、人口は2001年センサス、農産物はSAGPyA（農牧畜漁業食糧庁）、牛頭数はINTA（国立農牧技術院）。

注：小麦は2008/09年、大豆、トウモロコシ、ひまわりは2007/08年、牛頭数は2007年。

のため、政府と農牧団体とは対立関係にあり、特に、2008年3月、世界的な穀物価格上昇を背景に、政府が輸出価格に連動する仕組みの増税を図ろうとした際は、対立が激化し、農牧団体等による出荷停止や道路封鎖が行われ、国会を巻き込む事態に発展した結果、増税案は否決された。2008年

12月24日以降適用されている税率は、小麦23%、大豆種子35%、大豆油・粕32%、トウモロコシ20%、ひまわり油30%などとなっている。

3 農産物の生産状況

穀物、油糧種子、工芸作物のうち作付面積上位品目の作付面積、生産量および単収の1970/71～2008/09年の推移を第3～5図に示す。大豆、小麦、トウモロコシ、ひまわりの上位4品目で全作付面積の約90%を占める。

作目別の推移をみると、大豆の栽培は70年代以降大幅に増加し、特に、1996年に除草剤耐性大豆の栽培が承認された後、導入が急速に進み、99%がGMO種となるとともに、作付面積および生産量は倍加し、それぞれ全体の過半を占めている。経済的に不利な作物からの転換、小麦との2毛作の実施、それまで雑草が優勢で放牧地として利用されていた土地で除草剤利用による大豆栽培が可能となったことによる。放牧地はパンパ地方の中心部から外縁部さらに外側へ押し出されるように拡散していると言われている。また、大豆の単一栽培により土壌侵食が進み、対策の一つとして、不耕起栽培が、作業の省力化への効果もあいまって普及

している（2006/07年で作付面積の3/4程度）。

小麦、トウモロコシは作付面積については毎年変動するものの均すとほぼ一定であり、生産量に関しては、毎年変動しながら単収の増加により、ほぼ倍増している。これに対して、ライ麦、飼料用大麦、亜麻は10分の1以下に減少している。

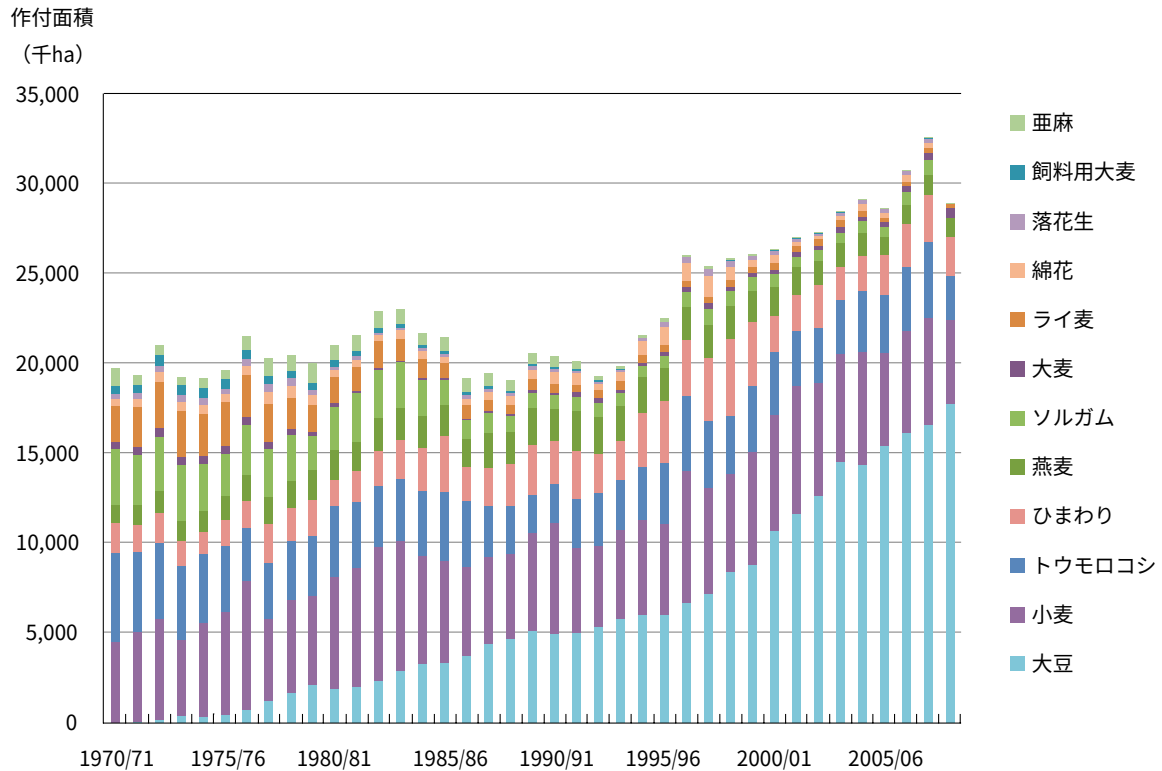
この他、データが揃っていないため図示していないが、さとうきびが2004/05年、約30万haで17百万トン、マテ茶が同年19万haで78万トンなどが生産されている。米は北東部のパラナ川等河川沿いで栽培されており、2008年は約18万haで1,246千トンが生産され、409千トンが輸出された（ブラジル等米州内へ83%）。その他の農産物としてセンサスによると果樹544千ha（ぶどう、柑橘類、オリブ、リンゴ、バナナ他）、野菜類410千ha（いんげん、じゃがいも、かぼちゃ、たまねぎ、トマト他）など広範な国土における多様な地理、気候条件を利用した多種多様な農産物が栽培されている。

2008/09年の生産量は前年の豊作に比べ、小麦49%減、トウモロコシ43%減、ひまわり35%減、大豆31%減など大きく落ち込んでいるのは主要生産地域における干ばつのためである。2008年の年間降水量は1961年

から1990年の平均と比較して40～60%に留まった。2009年に入っても少雨傾向が続く小麦の作付けが遅れており、2009/10年の作付面積は275万ha（例年より小さかった昨年）のさらに42%減と見込まれている。過去最も高かった2007/08年の単収を適用しても8百万トンには届かない。干ばつにより畜産も含め農家は大きな被害を被ったが、これらに対する政府の救済措置は、所得税等の支払い期限猶予が取られたに過ぎなかった。栽培時期は北半球の逆で、小麦は、播種4月～9月、収穫10月～1月、大豆は、播種10月～1月、収穫3月～6月、トウモロコシは、播種7月～1月、収穫3月～7月、ひまわりは、播種6月～1月、収穫2月～5月と、栽培地域の広さを反映し期間に幅がある。

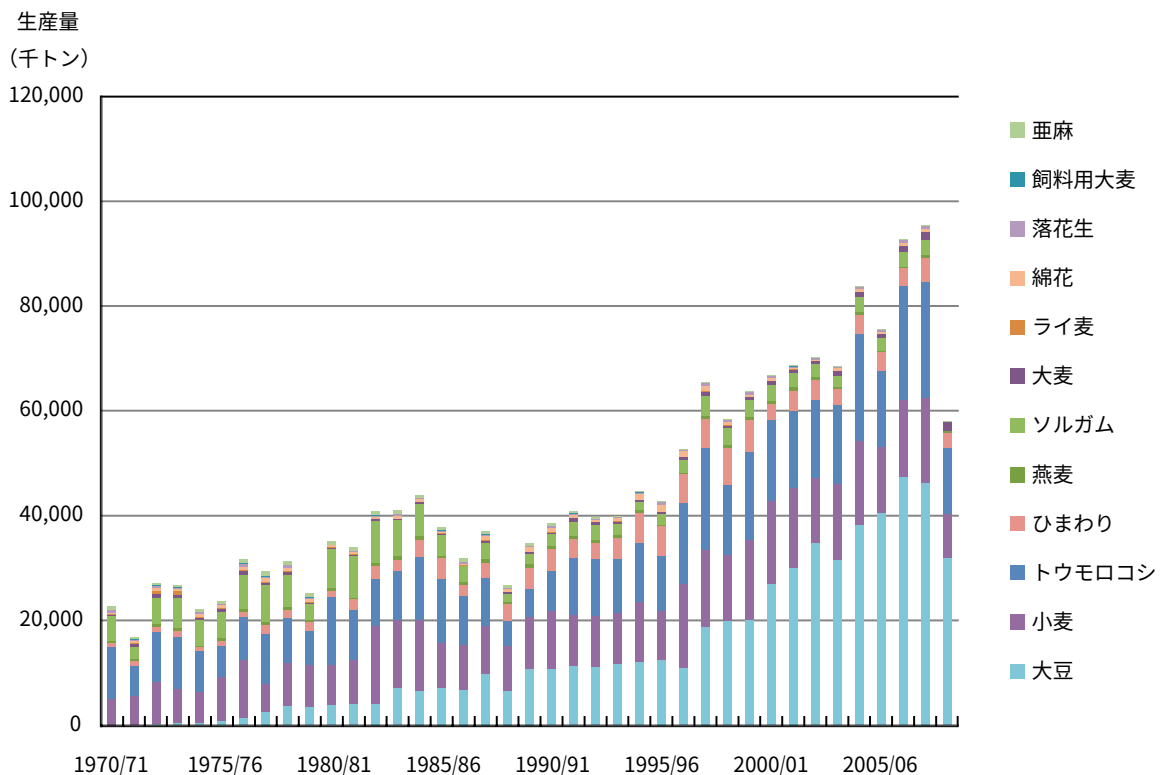
4 農産物の輸出状況

大豆は種子、油、粕の形で、油の数が国内消費されるほかは、ほぼ全量が輸出されており、2008年は、種子は約12百万トン、中国へ76%他世界各国（日本へ15百万トン）、大豆油は約5百万トン、中国に29%、エジプト、インド各9%他世界各国（日本へ6百万トン）、大豆粕は約25百万トン、EU各国に58%他世界各国（日本へ8千トン）



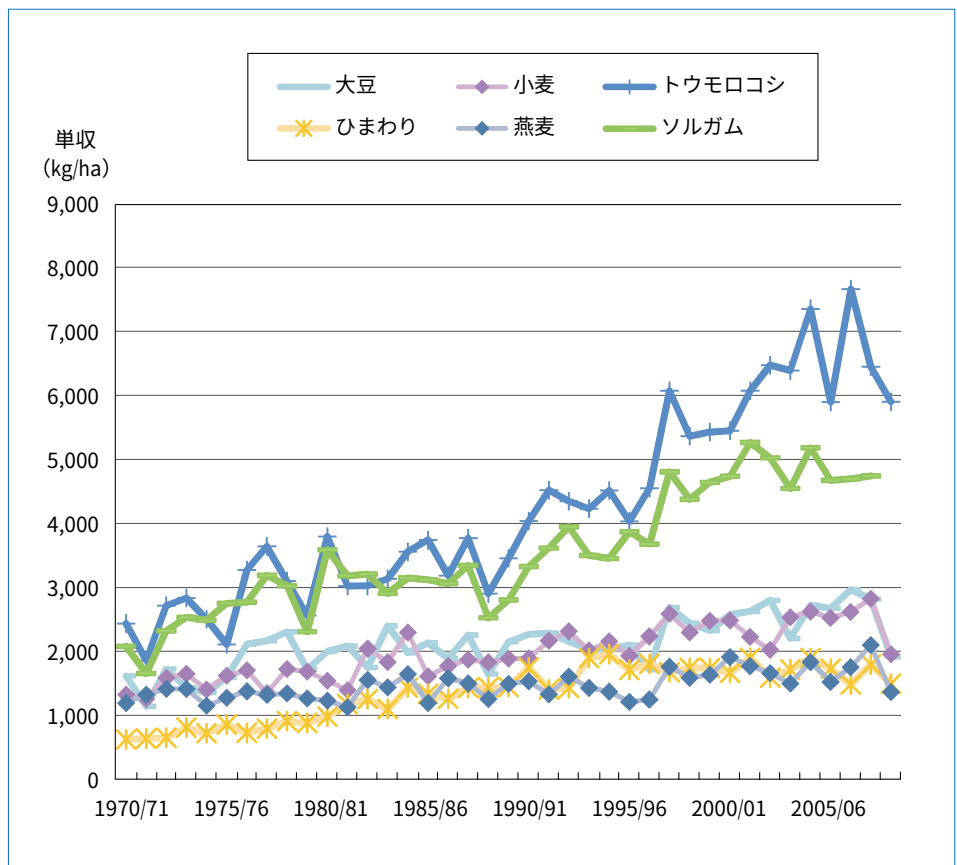
第3図 主要作物（上位12品目）の作付面積の推移（1970/71～2008/09）

資料：SAGPyA.



第4図 主要作物（上位12品目）の生産量の推移（1970/71～2008/09）

資料：SAGPyA.



第5図 主要作物（上位6品目）の単収の推移（1970/71～2008/09）

資料：SAGPyA.

となっている。増大する生産量に合わせて民間企業による国内の加工処理能力の増強がサンタフェ州内のロサリオからサンロレンソにかけてのパラナ川沿岸地域におけるプラントの更新や新設により図られており、処理能力が1996年日量64千トンから2006

年には149千トンに拡大している。小麦は国内消費の残分が輸出されている。一人あたり年間消費量は115kg程度である。2008年は輸出4,035千トンのうちブラジル48%、アフリカ27%、その他中南米13%他となっている。この他小麦粉として

963千トンが輸出されている（ブラジル64%、その他中南米34%）。アルゼンチンの小麦はかつて品種分け、等級分けがなされずに輸出されていたため、90年代以降の品種別買付方式に変わった国際市場において不利となったことから、国際競争力を付けるため政府により、2003年「小麦品質国家プログラム」が制定され、行政、研究機関、小麦生産流通関係者によって取り組まれている。

トウモロコシは、配合飼料、食品加工業等国内向けの残分が種子で輸出されている。2008年は約15百万トンが世界各国（日本75千トン）へ輸出されている。ひまわりはほとんどが精油され国内消費残分の119万トンが世界各国（日本5千トン）へ輸出されている。

畜産分野では、伝統的に牛を中心とした牧畜が行われてきており、食生活も牛肉が中心であり、2008年は、約3,113千トンが生産され、そのうち2,682千トン（1人あたり年間67kg）が国内消費され、残り429千トンが輸出された（重量ベースではロシアに21%、香港9%他世界各国、金額ベースでは高級部位を輸出するドイツ他EU諸国に38%、ロシア14%他）。この他、鶏肉に関して1990年代以降、経済危機の時期を除いて、生産量、国内消費は増加し、輸出規模は世

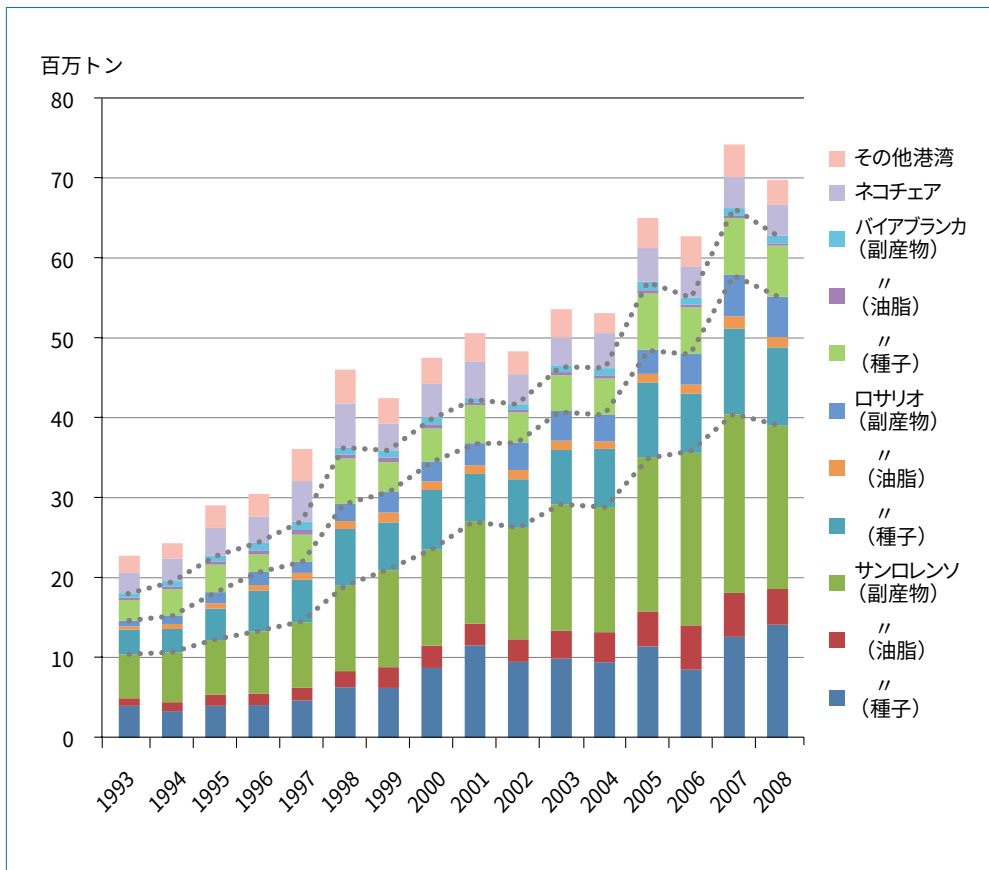
界的にはまだ小さいものの、2002年以降純輸出に転じ、輸出量は拡大し続けている。2008年は生産量140万トン（対前年13%増）、輸入15万トン（同17%減）、国内消費1人あたり年間31kg、全体で125万トン（同10%増）、輸出16万トン（同30%増）となっている。

5 農産物の輸送インフラ

アルゼンチンの主要港ごとの農産物輸出の推移（上位3港については種子、油脂、副産物別）を第6図に示す。1993年の23百万トンから2007年の74百万トンまで3倍以上に増加している。これら急増する農産物に対する輸送インフラの状況について、農牧畜漁業食糧庁および運輸関連機関の資料をもとに概観する。

同国の農産物の輸送方法は国内輸送の場合、84%がトラック、14.5%が鉄道、1.5%がはしけ、輸出の場合、90%が海運、7%がトラック、残りは鉄道およびはしけによるものである。農産物および副産物の輸送にはすべての輸送手段の相互連絡が必要であり、道路、鉄道、内陸水運、海運を複合したものとなっている。

トラック輸送は迅速で融通が効くことから、国内輸送に占める割合が高い。



第6図 港別農産物輸出量の推移(1993～2008)

資料：SAGPyA.

集荷場は生産地内もしくは半径20 km以内にあり、加工施設や港湾施設からの平均距離は300 kmである。国道および州道の地域別整備状況は第1表のとおりであり、面積あたり道路延長は経済の中心であるパンパ地方が最も長く

なっている。鉄道は1990年代前半に民営化され、貨物については民間6社によって運営されている。輸送能力は6社合わせて、貨車65千両、路線延長28千kmで2005、6年平均で12,418千

トンの穀物および副産物の輸送実績がある。民営化以降大きな投資は行われることなく、逆に、地域の発展や社会的に重要であっても、民営管理に就いて経営的に収益性がなくなった支線の廃止すらされるように徐々に悪化している。利用者によればパラナ川沿岸のロサリオ、サンロレンソの港湾隣接地域において支線の選択肢が不足しているため、列車の遅延や貨車の利用回転率の低下をきたしている。このためトラック輸送の方が好まれる悪循環に陥っている。ただし、鉄道は距離が長いほど、運賃コストでトラックに対して優位となることから、鉄道利用は近年、農産物生産地域がパンパ地方から外側の、港湾から離れた北西部および北東部地方へ拡大するにつれて、重要性は増してきている。

内陸水運に関しては、はしけは、運送容量と運送経費の関係からパラナ川水路網隣接地域の商品輸送のための最も効率的な輸送手段となっている。最大の制約要因は主要な農産物生産地域内における横断的に航行可能な水路が不足していることである。1隻のはしけの平均積載量は1,400トンであり、貨車40両、トラック50台に相当し、燃費では1トンあたり1リットル消費で250 kmはトラックの23 km、鉄道の90 kmに相当する。

海運に関しては、費用便益、長距離

輸送の地理的条件および運送量の面から農作物および副産物の輸出において優れた輸送手段であることに疑いの余地はなく、アルゼンチンのためだけでなく世界貿易に貢献している。アルゼンチンからのブラジルを除く購買国は大規模なものとして南アジア、日本、ロシアおよび中国、より小規模ではヨーロッパ諸国である。このため、距離は輸送コストを決定する要素であり、コスト削減を可能とするのは貨物の積み下ろしのため短い停船期間を可能にする優れた港湾システム、良好な航路や港湾へのアクセスのみである。これらの条件は、近年におけるターミナルの新設や更新、さらには、パラナ川におけるロサリオ周辺の港湾まで最低水深32フィートを確保する水路および進入航路の常時浚渫によって達成されてきた。距離は輸送コストの主な変数であるが、それら効率性の向上は、船の遊び時間を減らし、回転率を上げ、収益性を最適化することから、船主たちにとっても大きな関心事項である。一方、航路の水深が深くなると、より大規模な船舶の利用が可能となることから、より安い運賃でより大きな量の運搬が可能となる。以下、2006年におけるアルゼンチンの農産物輸送に利用された船舶の種類の一般的な特徴を見てみる。

・ハンディ・国内港のみならずブラジル南部、ウルグアイ向けの農作物、油脂

地 域	国 道			州 道			合 計		
	延長 (km)	面積当たり延 長 (km/km ²)	アスファルト 舗装率 (%)	延長 (km)	面積当たり延 長 (km/km ²)	アスファルト 舗装率 (%)	延長 (km)	面積当たり延 長 (km/km ²)	アスファルト 舗装率 (%)
パンパ	13,919	0.015	98.0	104,466	0.115	24.3	118,385	0.131	33.0
北西部	7,985	0.014	85.4	29,507	0.053	20.6	37,492	0.067	34.4
北東部	4,874	0.017	90.2	17,428	0.060	17.6	22,302	0.077	33.4
クージョ	3,110	0.013	85.9	22,327	0.094	17.9	25,437	0.107	26.2
パタゴニア	8,613	0.011	75.5	27,708	0.035	12.2	36,321	0.046	27.2
全 国	38,501	0.014	88.4	201,436	0.072	20.8	239,937	0.086	31.6

第1表 国道及び州道の整備状況

資料：アルゼンチン道路局，連邦道路審議会。



第7図 アルゼンチンの農産物輸出港

注. 大西洋沿岸：①パイアブランカ ②ネコチェア
 ラプラタ川沿岸：③ブエノスアイレス
 パラナ川沿岸：④サラテ ⑤グアス ⑥リマ ⑦サンペドロ
 ⑧ラマジョ ⑨サンニコラス
 ⑩ヴィジャコンステイトゥション ⑪ロサリオ
 ⑫サンロレンソ ⑬ディアマンテ

の輸送によく利用される。ハンディをさらに分類するとスモールハンディは排水量2万トン以下、ハンディは排水量2万から4万トン、喫水34フィート、長さ180～200m、幅26～28m、ハンディマックスは排水量約45万トン、喫水38フィートである。パナマックスは排水量52,500トン、長さ220～270m、幅30～32mでパナマ運河を通航する要件を満たす。農産物輸送には排水量6～7万トンが最も利用される。ケープサイズは長さ270mを超え、農産物輸送には余り利用されない。パナマ運河を通航することはできず、

排水量10万トン以上で主に鉱石に用いられる。船種の選定は積出港だけでなく、行き先の港にもより、特に水深に制約される。港によっては満載できない場合もある。このため、主な港における2006年における農作物および固体の副産物運搬にはハンディ（スモールハンディを除く）およびパナマックスが最もよく利用されている。ハンディは航海数の56%、輸送量の49%、パナマックスは同31%、46%、スモールハンディは同13%、5%、ケープサイズは同0.2%、0.6%を占める。行き先別に

見るとハンディの航海数はブラジル19%、スペイン9%、南アフリカ、ペル各7%、イタリア6%。パナマックスの場合はより長距離向けとなり、中国16%、オランダ15%、スペイン8%、マレーシア7%、インドネシア5%である。2008年に農産物積出実績のある港は第7図に示すとおりであり、すべてパンパ地方内で、ブエノスアイレス州の大西洋岸、パラナ川（エントレリオス州とブエノスアイレス州およびサンタフェ州との州境をなし、ウルグアイとの国境をなすウルグアイ川と合流しラプラタ川となり大西洋に注ぐ）沿岸等に設置されている。各港湾とも幹線道路に近接している。港別の輸出は第6図のとおり、サンロレンソ55%、ロサリオ23%、パイアブランカ11%、ネコチェア6%となっている。油脂、副産物についてはこれら4港でほぼ全量を占める。大豆に限るとサンロレンソとロサリオで97%を占めており、大豆加工施設もこの地域に集中していると考えられる。かつてはロサリオが中心であったが、1980年代半ば以降はサンロレンソの規模拡大が著しく中心となっている。同港には12カ所の農産物輸出用ふ頭があり内1990年代後半、2000年代後半にそれぞれ3カ所ずつ新設、穀物メジャーや民間企業により管理されている。

EUの共通農業政策(CAP)の変遷と今後の展望

国際領域主任研究官 勝又 健太郎

共通農業政策(CAP)は、EUの内外の様々な要因により改革されてきた。本稿の目的は、CAPの将来を展望するためのEUレベルでの大局的な見取図を示すことである。まず、当初から現在に至るCAPの政策メカニズムの変遷について統計データを用いてその背景を明らかにしながら辿る。次にEUの次期財政計画(2014~2020年)以降のCAP改革をめぐる現在の加盟各国の意見・立場を紹介する。最後に、以上を踏まえてCAPの今後の方向性に関して注目するべき点を述べることにする。

1 CAPの発足と政策の目的と手段⁽¹⁾

CAPは、農産物の共同市場を設立するためには、多種多様な各国の農業政策を調整・統合する必要があったために導入された。

CAPの目的は、1957年に調印されたローマ条約第39条に以下のように規定されている。

- ① 技術進歩、農業生産の合理的発展、生産要素(特に労働力)の最適な利用による農業生産性の向上
- ② 特に農業者の個人所得を増加させることによる農業者の公正な生活水準の確保

- ③ 市場の安定化
- ④ 安定供給の確保
- ⑤ 消費者に合理的価格で農産物を提供することの確保

また、同条の第2項において、CAPの策定や実施にあたっては、農業の社会的構造や地域間格差を考慮すること、政策の漸次的実施や農業が経済全体と密接な関係を有することを考慮するべきとしている。

これらの目的を実現するために以下の3つの原則が1960年に公表された。

第1は、共同体域内での農産物の自由な移動を確保し、域内での農産物の価格を統一するための「市場の統一」である。第2に、EU域内において生産された農産物は、外国産品よりも優遇される「域内優先」、第3に、CAPの運営経費は共同体独自の財源で賄うという「財政の一体化(連帯責任)」である。

「市場の統一」は、域内共通価格の設定や域内関税・域内貿易制限の撤廃という政策手段により、「域内優先」は、域外農産物への関税賦課と域内農産物の補助金付きの輸出という政策手段により、「財政の一体化」は、欧州農業指導保証基金(EAGGF)の設立により実現された。EAGGFは、CAP諸政策の実施のための財政措置を行う機関であり、保証部門と指導部門から構成

成された。前者は、域内共通価格による農産物の無制限買い上げや輸出補助金という価格・所得政策を中心とし、後者は、農業構造政策を主な課題とした。

2 初期CAPの評価⁽²⁾

CAPが実施されたことにより、CAPの上記の目的はいかに達成されたのだろうか。

まず、第1の目的である農業の生産性については、EC委員会は、各加盟国別の農業生産性は、1968年から1973年の間は、年平均7.2%増加し、以降も1980年まで年平均3.5%増加したとしている。欧州議会の資料によれば、共同体の平均生産性は4%以下の増加しかなかったが、農業生産性は年平均6%以上増加しているとしている。

第2の目的である農業従事者の所得の向上による生活水準の確保については、EC委員会は、1968年から1984年までの期間に農業所得は年平均3%ずつ増加し、他の産業部門とほぼ同等であるとしている。欧州議会では、これらの数字はあくまで平均値に過ぎず、農産物の種類や加盟国・地域間で格差があることに留意すべきであり、農業所得はCAPが実施されなかったよりはよい状態にあるとしている。

第3の目的である市場の安定については、1972年の世界的規模での農産物不足、1973年の米国の大豆輸出禁止や1974年から1975年の穀物国際相場の暴騰にも関わらず、域内では25%から4%の価格上昇にとどまり市場は安定してきたとEC委員会と欧州議会はともに評価している。

第4の目的である農産物の安定供給については、小麦等の穀物やバター、チーズ、砂糖、牛肉等の肉類等の主要農産物の自給率が100%を超えたことからEC委員会は、目的が達成されたと評価している。

第5の目的である合理的な消費者価格の確保については、他のOECD諸国と比較すると、農産物の価格上昇率は、農産物以外の生産物やサービスの価格上昇率よりも低いことから目的を達成したとEC委員会と欧州議会はともに評価している。

以上のことから、CAPは、その導入時に設定された政策目的の達成に貢献してきたと評価できる。

3 CAPが引き起こした問題と改革の圧力⁽³⁾

(1970年から1980年代の行き詰まり)

しかしながら、CAPは、以下のような問題を引き起こし、また、内外から

CAP改革への圧力を呼び起こした。

(1) 過剰生産の常態化と財政負担の増大

農産物の支持価格は、加盟国間の政治的な駆け引きの結果、生産コストの高い国に合わせた高水準な価格に設定される傾向が強かった。高水準な域内共通価格による農産物の共通財政での無制限買い上げは、域内の農業者の生産意欲を刺激し、小麦等の穀物やバター、チーズ、砂糖、牛肉等の肉類等の主要農産物の過剰生産の常態化をもたらした(第1図)。

過剰生産は、財政負担の増大を引き起こした。域内共通価格は世界市場価格よりも高く設定されており、過剰農産物は輸出補助金付きで域外に輸出された。過剰農産物の買い入れコストや輸出補助金の増加により、CAPの財政負担は増大し、一時はEAGGFの予算額はECの歳出予算の80%を超える水準にまで達した(第2図)。

(2) 農業者間の所得格差

域内共通価格による農産物の共通財政での無制限買い上げという手法は、農業者への所得補助額の大きさが生産量に比例することを意味することから、所得改善効果が小規模農家より大規模農家にとって大きい。その結果、EAGGF補助金の約80%が全農業者

の約20%も占めない大規模農家に支給されたというEC委員会の指摘がある。

(3) 東欧諸国への拡大

2004年の東欧諸国への拡大は、新規加盟国が10カ国と多く、経済に農業の占める割合も比較的大きいことから、これらの新規加盟国にCAPをそのままの形で全面的に適用すれば財政負担が増大し、EU財政がパンクしかねないという懸念があった。

(4) EU域内における農業に対する社会的ニーズの変化

高水準な域内共通価格による農産物の共通財政での無制限買い上げは、農業者を集約した生産へと促し、農薬や肥料の使用量を増加させた結果、土壌や水質の悪化という環境悪化問題を引き起こした。さらに環境悪化は景観の悪化等をもたらした。このような事態を背景として消費者の環境や景観の保全への関心が高まり、単なる食料供給から農村地域における環境や景観の維持という役割が農業に求められ始めた。

(5) 国際的な圧力

余剰農産物の補助金付き輸出は、特に米国との間で貿易紛争を引き起こし、ガット・ウルグアイラウンド(1986年から1994年)から始まり、WTO農業交渉において輸出補助金の削減・

撤廃やさらには、貿易歪曲的な国内支持政策の削減等の要求がなされている。

4 近年のCAP改革の概要とその意義⁽⁴⁾

(1990年代～2013年)

以上のようなCAPの政策メカニズムがもたらした諸問題を解決し、EU内外の改革への圧力に対処するために近年CAP改革が行われた(1992年、1999年、2003年)。さらに直近の2008年改革(ヘルス・チェック)では、従来からの改革をさらに推進させた。

これらの改革の主要なポイントは以下のとおりである。

(1) 1992年改革「マクシャリー改革」

域内共通価格(価格支持水準)を引き下げ、これによる農業者の所得減少額を補てんするため(休耕義務を条件とした)直接支払いを導入した。

(2) 1999年改革「アジエンダ2000改革」

価格支持水準をさらに引き下げ、引き下げ額の全額ではなく一部を直接支払いで補てんした。

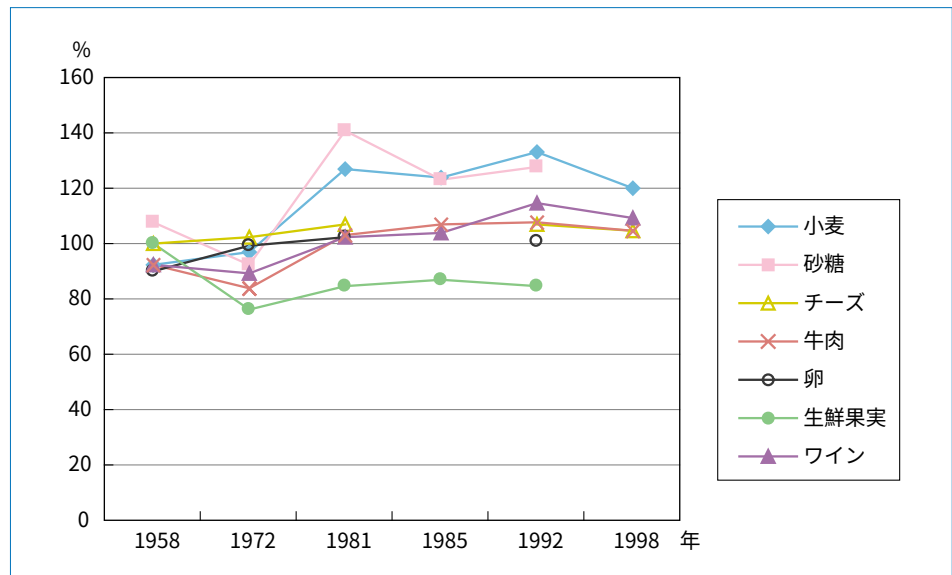
(3) 「中間レビュー」改革 (Mid-Term Review) 改革

「単一支払い制度 (Single Payment Scheme)」を導入し、直接支払いのデカップリングを行った。当該支払いの

条件として環境保全や動物福祉等の規則の遵守を義務付けた「クロス・コンプライアンス」を導入した。また、価格・所得政策に対して、これまで十分な財政措置が行われてこなかった農村振興政策をCAPの第2の柱として位置づけ、年間の直接・単一支払い額が

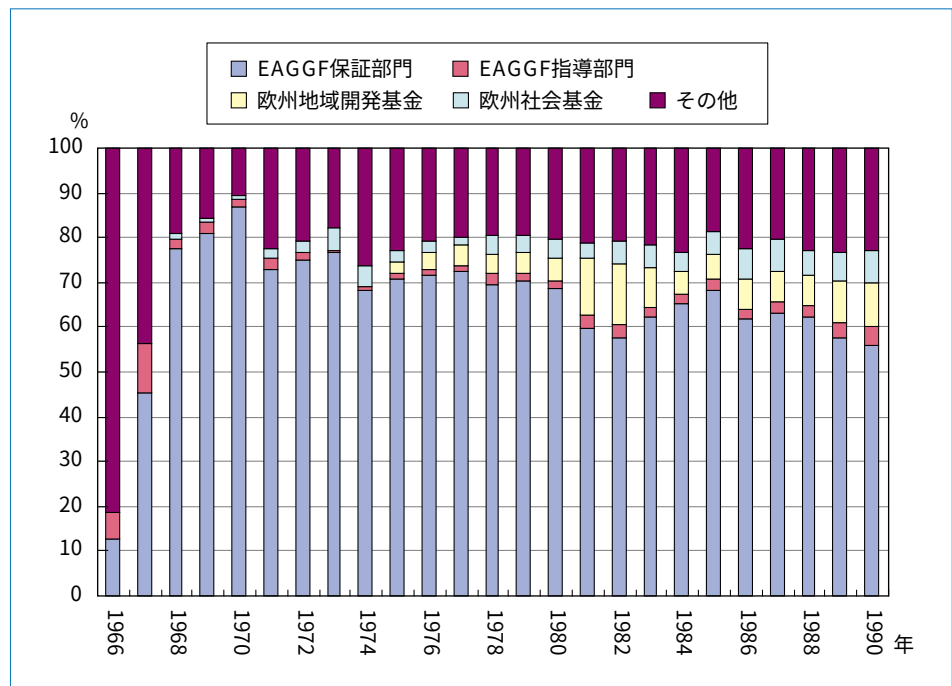
(4) 2008年改革 (ヘルスチェック)

5,000ユーロを超える大規模農家に対しては、当該支払い額を段階的に削減し、削減分を第2の柱に充当する「モジュレーション」を導入した。



第1図 EUの主要農産物の自給率の推移

資料：European Commission [1] 及びローズマリー・フェネル [9] 表3-A1(a), 3-A1(b), 3-A1(c) のデータより作成。



第2図 総予算に占める部門別割合

資料：European Commission [2] のTABLE 1 より作成。

(5) 東欧の新規加盟国へのCAPの適用

①デカップリングの強化(部分的デカップリングの単一支払いへの統合)や単一支払いに関する支払額の見直し、②クロス・コンプライアンスの基準の適正化(水や景観に関する新たな課題への対応等)、③モジュレーションの推進(追加的・累進的モジュレーションの導入等)等により従来からの改革をさらに推進させた。

5 近年のCAP改革の評価

以上のような近年のCAP改革の結果、確かに価格支持と輸出補助金に係る財政支出は減少したが、一方で、直接・単一支払い額は増加した(第3図)。また、第2の柱と位置づけられた農村振興に係る支出は増加したものの約20%に留まっている(第4図)。

次にCAPの財政支出の効率性を農業の付加価値額とCAP支出額の比によって測定したものが、第5図である。1986年には、農業による付加価値額はCAP支出の約6倍であったが、

現在では、約3倍にまで低下しており、CAPの効率性はこの20年間で半減してしまっている。

以上のことから、確かにCAPは一連の改革により現在までは、価格・所得政策と農村振興政策、環境政策を融合させるという段階にまできた。このことにより、WTO農業交渉への対応向けの改革は相当なされたが、財政負担問題は解決されていないと評価できる。

また、価格・所得政策（第1の柱）中心の政策体系では、環境問題への対応等の農業に対する社会的ニーズの変化に対応しきれないという問題がある。さらに、リスボン戦略^⑤の観点から

言えば、今後さらに他の政策分野への財政措置が必要となってくることから、CAPの効率性が著しく低下している中でCAP財政の削減の圧力はますます強まってくることが予想できる。

6 2014年以降のCAPの展望^⑥

(1) 将来のCAP改革をめぐる加盟各国の意見・立場

以上のような状況の中で、EUの次期財政計画（2014年～2020年）あるいはさらなる将来においてCAP

はいかなる位置づけを与えられ、いかなる改革を迫られるのであろうか。これに関して現在EU内では、どのような議論が展開されているのだろうか。

欧州委員会は、欧州議会・理事会・欧州委員会の三者間での合意に基づき、EU予算のCAPを含めた包括的かつ抜本的なレビュー（“Budget Review”）を行うこととなっており、今秋にも「予算レビュー白書」を発表する予定である。欧州委員会は、その準備として2008年上半期にEUレベルから個人までのあらゆる段階のあらゆる主体に対して、EU予算に関する大々的な意見募集（“Public Consultation”）を行った。

加盟各国から集まった意見のうちCAP改革についての主な論点は、第1の柱（価格・所得政策）での農家への直接支払いのあり方、そして第2の柱（農村振興政策）の予算規模と財源についてであり、主な加盟各国の意見・立場は、以下のとおりである。

最も意見の分かれた論点は、CAP第1の柱での直接支払いへの支出を減額するべきかどうか、あるいは、段階的に廃止するべきかどうかに関してである。ほぼ半分の加盟国（イギリス、ドイツ、チェコ、デンマーク、エストニア、イタリア、リトアニア、マルタ、オランダ、ポルトガル、スウェーデン）は、直接支払いへの支出は減額するべ

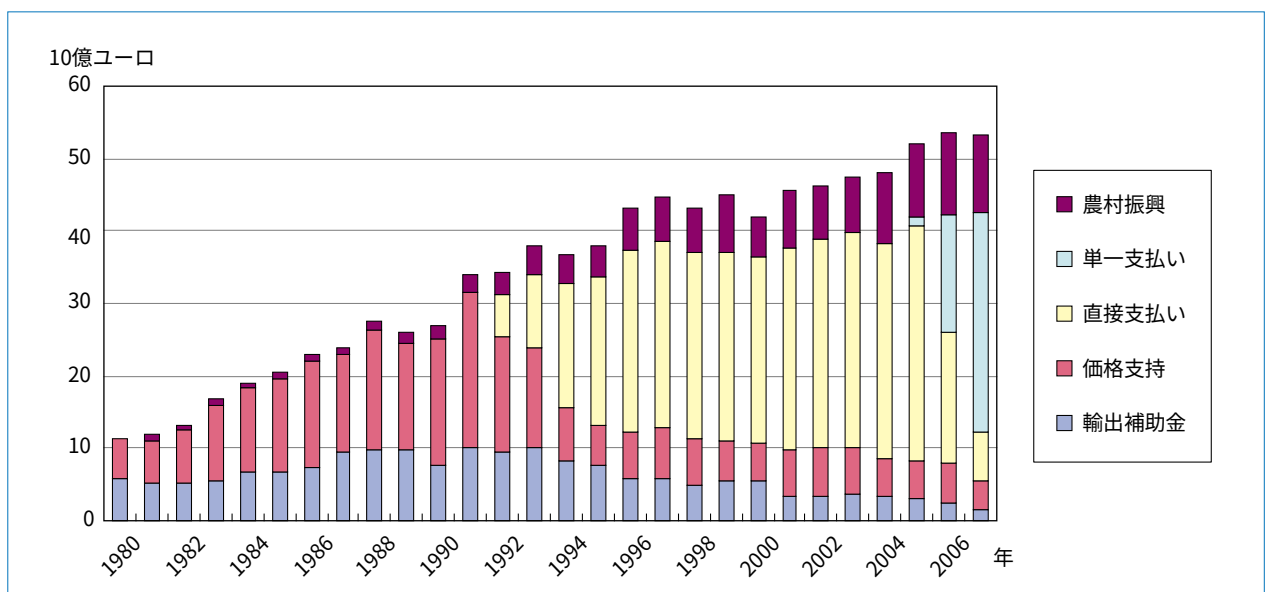
きという立場である。中でもイギリス、デンマーク、スウェーデンは、当該支出の段階的廃止を要求している。

また、マルタは第1の柱の支払いが、農業部門による公共財提供を確保する手段としては、第2の柱での支払いと比べて劣るのにもかかわらず、未だにEU予算のかんりの割合を占めていると主張している。

他のメンバー（オーストリア、ベルギー、ギリシア、ハンガリー、アイルランド、ルーマニア）は直接支払いの存続を支持している。

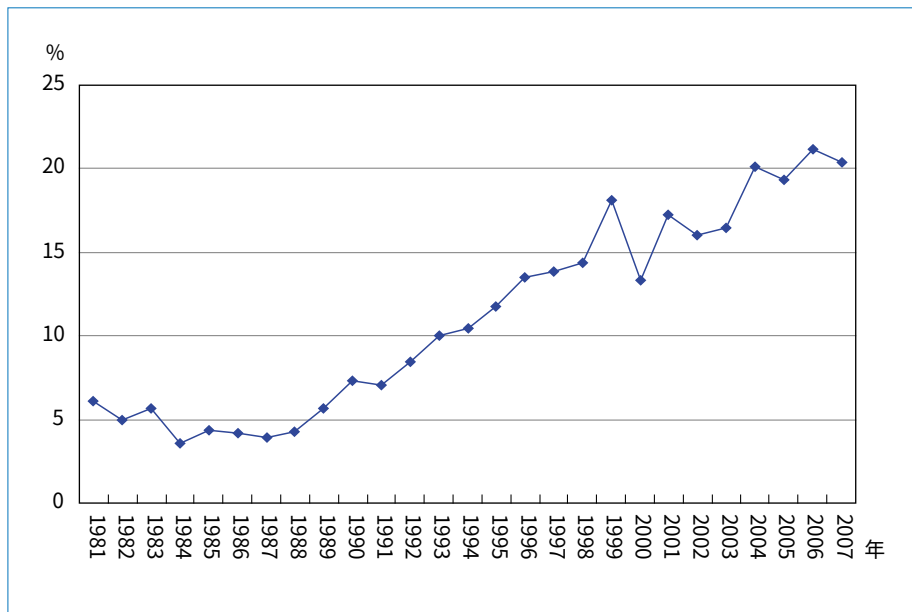
一方、ギリシア、ハンガリー、アイルランド、ルーマニア）は直接支払いの存続を支持している。

一方、フランスは、2014年以降もCAPの改革は必要であるが、第1の柱での直接支払い及び市場介入と第2の柱での農村



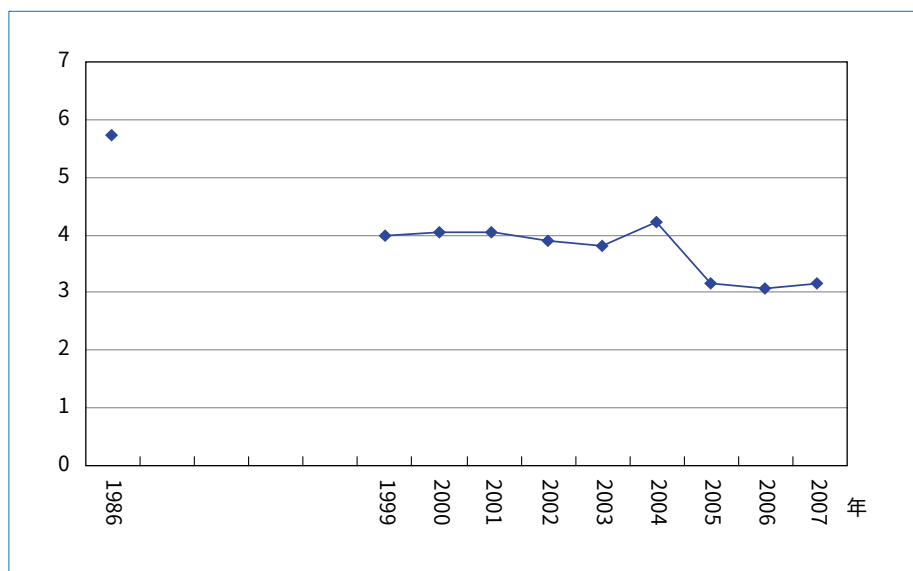
第3図 CAP財政支出の推移

資料：European Commission [3] のデータシートより作成。



第4図 CAP財政に占める農村振興費の割合の推移

資料：European Commission [1] のデータ及びEuropean Commission [3] のデータシートより作成。



第5図 CAPの効率性

資料：European Commission [1] 及びローズマリー・フェネル [9] 表3-2のデータより作成。

振興という現在と同様のCAPの全体像を維持するべきとの立場である。

この件に関して注目すべきは、第1の柱の支出を段階的に廃止する主張は、EU予算委員長Dalia Grybauskaitėによって支持されているということである。彼女は、現在の形での農業補助金は長期的には段階的に廃止することを、

もし、2014年に始まる次期財政計画においてでなければ、2021年に始まる財政計画において廃止することを期待できると述べている。

次に、第2の柱の予算規模と財源についても様々な見解がある。もし、第1の柱における直接支払いへの支出額が減少した場合には、その節約分を何

に使うべきかということが問題になる。イギリスとスウェーデンは、節約分はCAP外の分野へ、たとえば気候変動への対策等他の優先するべき分野に使うべきだと主張している。エストニア、デンマーク、ポルトガルは、第1の柱に配分されていた資金は第2の柱に充当するべきだという立場である。オ

ストリア、キプロス、チェコ、エストニア、フィンランド、ギリシア、イタリア、リトアニア、マルタ、ポルトガル、スロヴァキア、ベルギーは、第2の柱の予算は増加させるべきだが、その財源を特定するべきではないとしている。これらの国々は、第2の柱の支出は、持続的な農村振興（生物多様性・生息地保存、水資源管理等の環境目的に利用できるもの）に的を絞るべきであるとしている。特にオランダは、法的な基準値以上の公共財を提供した農業者に報酬効果があるシステムを提案している。

また、イギリス、スウェーデン、デンマーク、オランダは、将来のCAPは現在第2の柱に使われている取組に焦点を当てるべきだと強調しているが、支出額の増加は要求していない。たとえばイギリスは、市場において保障されないであろう社会への環境便益を提供することに焦点を絞るよう第2の柱を組み替え直すことを要求している。

このように現段階では、加盟各国はさらなるCAP改革の必要性という点でのみ一致しており、改革をどの分野でどの程度まで踏み込んで行うかについての立場はかなり異なっている。いざれにしても今後、財政負担の問題を解決するとともに農業に対する社会的ニーズの変化に対応し、農業部門がより多くの付加価値を生み出すことがで

きるような手法への根本的な政策転換をめぐって様々な立場にある加盟国の間で激しい論争が繰り上げられることが予想される。

(2) CAPの今後の方向性

このため、次期中期財政計画(2014年(2020年)においては、第1の柱から第2の柱への大胆な政策転換がなされ、将来的には、第1の柱がなくなる可能性も視野に入れておく必要がある。

以上のCAP改革の変遷とCAP改革をめぐる現在の加盟各国の意見・立場から今後の方向性に関して注目すべき点は以下のとおりである。

①第1の柱(価格・所得政策)における直接支払いのデカップリングと輸出補助金額の削減により、WTO農業交渉におけるEUの交渉力が強化されたこと。

②第2の柱(農村振興政策)は、EUの示したガイドラインに沿った事業計画を加盟国が作成し、EU、加盟国、地方政府が協力して実施することとなっているので、加盟国の裁量が比較的認められており、EUの農業政策における加盟国、地方政府の役割は今後ますます増大すること。このため、農業政策の実態を把握するためには、EUレベルだけではなく地方政府レベルの施策まで注目す

る必要性が高まること。

③第2の柱への転換に伴い、農村振興政策の内容がどのように発展していくのか、特に、価格・所得政策ではなく農村振興という手法によりどのように農業収入の確保を図っていくのか、また同時にCAPが、農村振興の観点から農業そのものからそれ以外の分野へどのように政策の対象分野を拡大していくことができるのか。

注(1)CAPの発足と政策の目的と手段については、比沢[5]、堀口他[6]、棚池[10]、豊[13]を参照した。

(2)初期CAPの評価については、福田[4]を参照した。

(3)CAPの引き起こした問題と改革の圧力については、比沢[5]、堀口他[6]、棚池[10]、豊[13]を参照した。

(4)近年のCAP改革の概要とその意義については、比沢[5]、堀口他[6]、棚池[10]、豊[13]を参照した。

(5)1990年代におけるIT技術の発展に支えられ、米国経済が飛躍的な伸びを示し、ヨーロッパ企業を凌駕しようとしていた。また、インターネットや携帯電話の普及に関し、EU内には地域間格差がみられ、その是正が必要とされた。さらに、アジア諸

国の経済発展や、EU内の人口減少・高齢化にも対処する必要があった。2000年3月、EU首脳会議は、2010年までに、EUを「より良い職業をより多く創出し、社会的連帯を強化した上で、持続的な経済成長を達成しうる、世界中で最もダイナミック、かつ、競争力のある知識経済」("the most competitive and dynamic knowledge-based economy in the world, capable of sustainable economic growth with more and better jobs and greater social cohesion")地域に発展させること「リスボン戦略」を定めた。さらに2005年3月のEU首脳会議は、最も重要な課題であった、経済成長率の引き上げと雇用拡大にフォーカスした「新リスボン戦略」を採択した。新リスボン戦略では、特に、技術開発と教育への投資の停滞が問題視され、新たな雇用創出分野として認識されたエネルギー・環境技術、ナノテクノロジーなどへの研究開発投資の拡充などが盛り込まれた。(坂本[11]、田中[12]を参照した)

(6)"Budget Review"に関する主な加盟国の意見・立場については、Institute for European Environmental Policy[7][8]を参照した。

【引用文献】

[1] European Commission (1998~2007)

"Agricultural Situation in the European Union".

[2] European Commission (2007) "EU budget 2007 Financial Report".

[3] European Commission (2008) "The 'Health Check' of the CAP reform: Legislative proposals".

[4] 福田耕治(1992)『EU行政構造と政策過程』成文堂。

[5] 比沢奈美(2007)「共通農業政策—EU拡大とCAPの改革—」国立国会図書館調査及び立法考査局『拡大EU—機構・政策・課題—』。

[6] 堀口健治・小畑直久(2004)「共通農業政策(CAP)の効果と社会的負担」堀口健治・福田耕治編『EU政治経済統合の新展開』早稲田大学出版部。

[7] Institute for European Environmental Policy (2008) "The EU Budget Review: What does it mean for the CAP".

[8] Institute for European Environmental Policy (2009) "CAP Reform Profile-France".

[9] ローズマリー・フェネル(1999)『EU共通農業政策の歴史と展望』、食料・農業政策研究センター。

[10] 棚池康信(2000)「共通政策の確立と共通農業政策(CAP)」島野卓爾・岡村堯・田中俊郎編著『EU入門』。有斐閣。

[11] 坂本尚史(2008)「リスボン戦略」、日立総合計画研究所『「今」を読み解くキーワード』。

[12] 田中友義(2005)「EUリスボン戦略はなぜ変更を迫られたのか、財団法人国際貿易投資研究所『季刊 国際貿易と投資』、No.60。

[13] 豊嘉哲(2006)山口経済研究叢書第31号『EU共通農業政策と結束』山口大学経済学会。

中山間地域等直接支払制度への 取組状況から見た 「集落間連携」の効果と課題

農業・農村領域主任研究官 橋詰 登

1 はじめに

中山間地域の農業集落においては、農家数の減少と高齢化の並進によって共同作業による水路や道路等の維持・管理が困難になるところが増加しており、今後、これら状況は一層深刻化していくと予想される。このため、中山間地域の振興、とりわけ農地の保全を図っていく上では、農作業や地域資源管理等における集落間での連携した取組が重要な手段の一つになると考えられる。そこで、平成20年度の行政対応特別研究として「中山間地域振興のための集落間連携の推進方策に関する研究」を実施し、集落間での連携を図るための条件や、連携によって地域へもたらされる効果等を明らかにし、集落間の連携を推進していく上での課題整理を行った。

本研究においては、農業集落の範囲と中山間地域等直接支払（以下、「中山間直払い」という。）制度に基づく集落協定の締結範囲との関係に着目し、複数の農業集落で一つの集落協定が締結されている農業集落および集落協定の実態を、統計分析と事例調査の両面から検討した。

統計分析については、中山間直払いの協定コードと農業センサスの農業集落コードをマッチングさせ、農業集落

および集落協定の類型化を図った⁽¹⁾後、①農業センサスの組替集計から、連携集落の属性や特徴、農業構造の変化を分析（農業集落を対象とした統計分析）、②集落協定の活動状況報告および協定代表者へのアンケート調査データ⁽²⁾の組替集計から、集落間連携による効果等を分析（集落協定を対象とした統計分析）した。

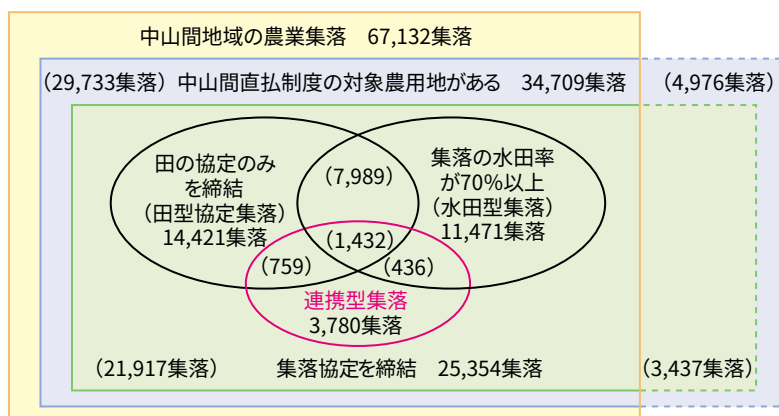
また、現地調査は、中山間直払いのⅠ期対策（2000～04年度）からⅡ期対策（2005～09年度）へ移行する

際に、新たに集落協定の統合が行われた4地区と「小規模・高齢化集落支援モデル事業」を実施している1地区の計5カ所について実施した。

2 連携集落の統計分析

(1) 連携集落の位置づけ

中山間地域の農業集落数は約6万7千集落（2000年農業集落調査）であり、このうち中山間直払いの対象



第1図 中山間地域において集落協定を締結している農業集落数（全国）

注(1) 図中の農業集落数は、2000年農業センサス農業集落調査の集落数をベースにしている。

(2) 連携集落とは、複数の集落によって集落協定が締結されている農業集落をいう。

農用地がある農業集落数は約3万集落、うち集落協定が締結されているのは約2万2千集落と推計される（第1図）。おおむね中山間地域の農業集落の半数弱に中山間直払いの対象農用地があり、約3分の1の農業集落で集落協定が締結されている計算になる。

本稿の詳細については、行政対応特別研究「集落間連携」研究資料「中山間地域における集落間連携の現状と課題」（平成21年5月）を参照されたい。

第1表 中山間直払い制度開始前（2000年）における農業集落の性格（都府県：田型協定集落）（単位：％）

		法制上の地域指定（％）		標高（m）	集落地勢・主な居住形態（％）		1集落当たり世帯数（戸）		1集落当たり耕地面積（ha）		田の盤整備率（％）	共同作業で水路を管理（％）
		振興山村	過疎地域		山間・峡谷	散在・散居	総戸数	うち、農家数	計	うち、田面積		
協定締結	単独型集落	49.2	58.6	208	50.4	44.7	53.6	22.7	23.1	20.2	74.1	81.4
	連携型集落	50.4	63.9	244	52.8	48.7	39.4	18.0	19.0	16.7	74.3	78.2
協定未締結集落		40.7	49.9	189	46.4	47.0	58.1	20.1	17.7	15.4	61.4	77.4

注(1) 都府県における中山間直払いの対象農用地がある「水田型集落（水田率が70％以上の集落）」を対象とし、単独型集落および連携型集落は、協定締結地目が田のみの農業集落（田型協定集落）とした。

(2) 2000年農業センサス農業集落調査の組替集計による。

う観点から、複数の農業集落で一つの集落協定が締結されている農業集落（以下、「連携型集落」という。）に絞り込むと、その数は四千にも満たず、中山間直払いの対象農用地がある農業集落を母数としても一割強を占めるに過ぎない。この数は、中山間直払い制度の枠内だけで捉えた集落間連携ではあるが、全体から見ればまだ特殊な事例と位置づけられよう。

しかしながら、農家数の減少や農業従事者の高齢化が止まらない現状では、将来的に集落間の連携が拡大していく可能性は高い。そこで農業集落を対象とした統計分析では、水路等の水資源の管理が必要とされる「水田型集落」(北海道を除く)に分析対象を限定し、中山間直払い開始前の立地属性と、I期対策下での農業構造の変化を、一つの農業集落で一つの協定が締結されている農業集落（以下、「単独型集落」という。）および対象農用地はあるが協定が締結されていない農業集落（以下、「協定未締結集落」という。）とそれぞれ比較分析した。

(2) 協定締結前の連携型集落の属性および性格

まず始めに、2000年農業集落調査のデータによって、「連携型集落」の立地属性と中山間直払い制度が始まる前の性格をみると、以下の特徴がう

かがえる（第1表）。

①集落の立地属性をみると、「連携型集落」は過疎地域に所在する割合が高く、農業集落の中心部の平均標高が最も高い等、より厳しい立地条件下にある農業集落が多い。これは、農業集落の地勢や集落の住居形態にも現れており、「連携型集落」は、山間・峡谷に所在し、住居形態が散在・散居の農業集落割合がやや高い。

②農業集落の規模や圃場条件をみると、「単独型集落」に比べ1集落当たり平均の総世帯数および農家数が少なく、かつ耕地面積および田面積も小さく、小規模な農業集落によって連携が図られている。また、田の基盤整備率は「単独型集落」との差はないが、「協定未締結集落」に比べれば10ポイント以上高い。

③集落活動をみると、「単独型集落」に比べ共同作業で水路を管理する集落割合がやや低い。ただし、「協定未締結集落」に比べれば、その割合は高い。

(3) 連携型集落の農業構造変化

集落間の連携が個々の農業集落の農業構造に及ぼした影響を比較すると、I期対策下における5年間だけの動きということもあり、集落類型間におけ

る農業構造の変化に顕著な違いは現れていないが、それでも興味ある結果が幾つか得られた（第2表）。

①「連携型集落」では、5年間の耕作放棄地面積の増加率が一桁台にとどまり、2005年での耕作放棄地率が8・5％と「単独型集落」よりも低いことから、耕作放棄地の発生防止効果は、集落間の連携によって中山間直払いに取り組んだ「連携型集落」が最も発揮したと言える。

②「連携型集落」では、機械・施設の共同利用組織への参加農家割合が、他の集落類型に比べ顕著に高まっていた。集落間での連携は、単なる農道や水路の管理に係る共同作業にとどまらず、農業機械や施設の共同利用といった生産活動の共同化へと発展しているケースが少なくないことを示唆している。

③農業労働力、特に農業就業人口や基幹的農業従事者といった中心的な農業労働力の減少率は、「協定未締結集落」に比べれば低いものの、「単独型集落」よりは若干高かった。また、「連携型集落」では、これら農業労働力の高齢化が進んでおり、加えて同居農業後継者がいない農家の割合は「協定未締結集落」よりも高かった。今回の集落間

第2表 I期対策下における農業構造の変化（都府県：田型協定集落）

【農地利用・農家数】

(単位：集落，%)

		分 対 象 農 業 集 落 数	経営耕地面積増減率				耕作 放棄地 面積 増減率 (総農家+ 土地持ち 非農家)	耕作放棄地率		農家数増減率			同居,他出 いづれの後継者も いない農家率	
			総農家 +土地 持ち 非農家	販売 農家 田面積		総農家+土地 持ち非農家		総農家	販売 農家	自給的 農家	販売農家			
協定 締結	単独型集落	5,455	▲6.2	▲8.6	▲7.3	9.6	9.9	1.3	▲8.7	▲14.2	11.7	42.5	13.1	
	連携型集落	1,153	▲5.8	▲8.5	▲7.5	8.7	8.5	1.0	▲9.0	▲14.6	12.6	46.2	14.2	
協定未締結集落		2,668	▲10.2	▲13.3	▲12.1	16.0	16.5	3.2	▲9.9	▲17.7	11.6	42.2	14.7	

【生産組織参加および農業労働力等】

(単位：%)

		農業生産組織に参加する 農家がいる農業集落割合				機械・施設の 共同利用組織 への参加農家率 (販売農家)		農家人口			農業就業人口		
		農業生産組織計 (実)		機械・施設の 共同利用組織		機械・施設の 共同利用組織 への参加農家率 (販売農家)		増減率 (総農家)	高齢化率 (販売農家)		増減率 (販売 農家)	高齢化率 (販売農家)	
		2005年	対00年増 減ポイント	2005年	対00年増 減ポイント	2005年	対00年増 減ポイント		2005年	対00年増 減ポイント		2005年	対00年増 減ポイント
協定 締結	単独型集落	54.8	1.4	44.0	1.7	15.5	0.2	▲14.8	33.8	3.7	▲10.3	67.7	5.7
	連携型集落	57.7	2.0	49.0	4.7	20.9	2.1	▲15.3	35.2	3.8	▲11.3	68.6	5.9
協定未締結集落		28.9	▲2.4	21.4	▲2.4	5.7	▲1.6	▲17.1	34.8	3.7	▲15.8	68.8	5.3

注(1) 都府県における中山間直払いの対象農用地がある「水田型集落(水田率が70%以上の集落)」を対象とし、単独型集落および連携型集落は、協定締結地目が田のみの農業集落(田型協定集落)とした。

(2) 2000年農業センサス農家調査および2005年農業センサスの農業経営体調査の組替集計による。

(3) 増減率はすべて2000年から2005年にかけての5年間のものである。

第3表 協定統合前(2004年度)の主な共同取組活動の実施状況(田型集落協定)

(単位：%)

		統合協定	継続協定
農地管理 活 動	農地法面の点検	87.7	85.0
	賃借権設定・農作業の委託	72.7	69.4
水路・農道等の維持管理活動		93.7	88.5
生産性・ 収 益 向上活動	農作業の受委託推進	67.6	63.0
	機械・施設の共同購入・共同利用	50.0	37.9
	農作業の共同化	41.2	29.6
担 い 手 育成活動	オペレーターの研修等への参加	39.6	37.2
	認定農業者の育成	29.1	26.8
	農地の面的集積	33.3	31.9

注. 協定地目が田のみの集落協定であり、団地型の協定(1集落複数協定等)を除く。

(4) 集落協定の統合による協定活動の変化と地域への効果

連携によって、個々の農業集落が新たな農業担い手を確保するまでには至っていないと言える。

集落協定を対象とした統計分析では、II期対策への移行時に新たに集落間の連携により統合が図られた集落協定(以下、「統合協定」という。)に着目し、協定統合前と統合後の活動状況の比較や協定代表者の取組に対する評価を、

I期対策時から協定締結範囲が変わらない集落協定(以下、「継続協定」という。)と比較分析することによって、集落間連携の効果を検討した。主な分析結果は以下のとおりである。

①「統合協定」のI期対策(統合前)における活動状況は、「継続協定」に比べ総じて活発であり、特に、機械・施設の共同購入・共同利用や農作業の共同化に大きな差があった(第3表)。

しかし一方で、統合前の1協定当たり平均協定締結田面積は約12haと小さく、かつ交付金単価の高い急傾斜田面積の割合が「継続協定」に比べ16ポイントも低かった(第4表)。多様な活動に取り組む「統合協定」においては、これら共同取組活動を担保する財政が十分とは言えず、このことが協定の統合を選択した一つの大きな理由になったと推察される。

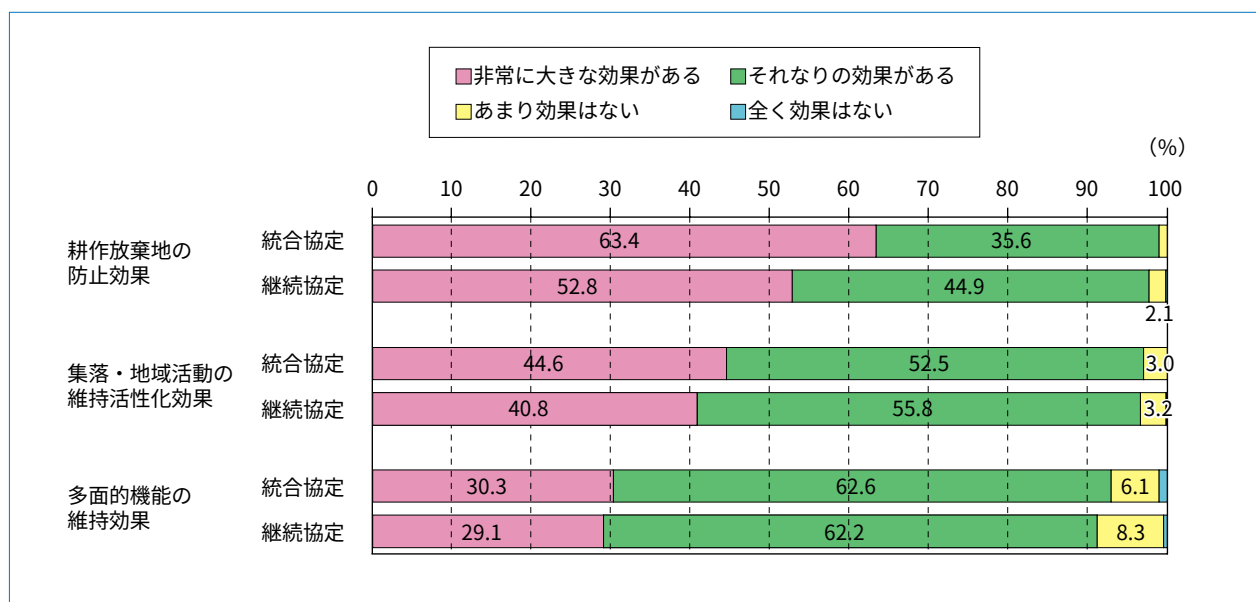
②協定の統合によって、平均協定締結田面積は2・7倍になるとともに、急傾斜田面積割合が44%から50%へと上昇していた(第4表)。これは、II期対策への移行に際し、急傾斜地を多く抱える協定と緩傾斜地を中心とする協定との

第4表 1 協定当たり平均の協定締結田面積および交付金額（田型集落協定）

（単位：％）

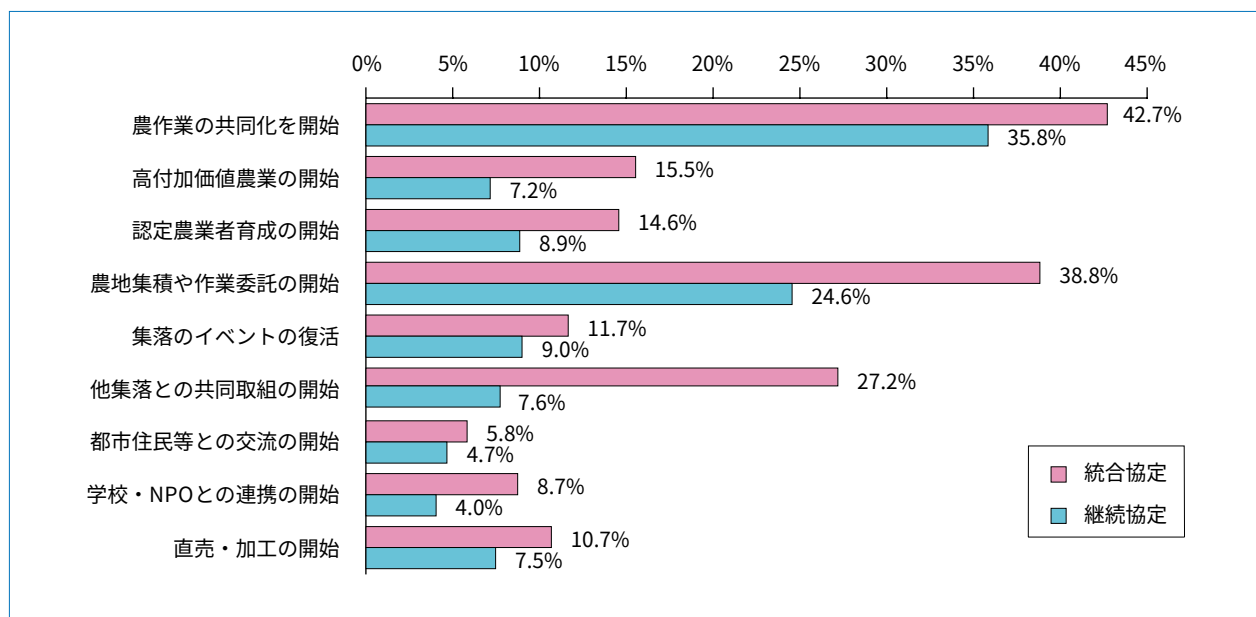
		協定締結 田面積 (ha)	急傾斜 面積 (ha)	急傾斜面 積の割合 (%)	交付金額 (万円)	共同取組 活動充当 額(万円)	共同取組 活動への 充当割合 (%)
統 合 協 定	I 期対策(2004年度)	11.9	5.3	44.2	164	90	54.5
	II 期対策(2005年度)	32.2	16.2	50.3	465	288	62.0
	増減率	169.7	207.2		182.8	221.6	
継 続 協 定	I 期対策(2004年度)	12.1	7.3	60.1	192	106	55.0
	II 期対策(2005年度)	12.3	7.3	58.8	179	104	58.2
	増減率	1.6	▲0.7		▲6.6	▲1.2	

注. 第3表に同じ.



第2図 中山間直払いの地域への効果（田型集落協定）

注. 第3表に同じ.



第3図 集落協定締結前との主な活動変化（田型集落協定）

注. 第3表に同じ.

統合が進められた結果と考えられ、集落間連携による協定の統合が、特に急傾斜水田での耕作活動の継続に効果を発揮したと考えられる。

③「統合協定」の1協定当たり平均交付金額は465万円（「継続協定」の2・5倍）となり、統合前に比べ300万円増加していた。「統合協定」では、これら増加した交付金を共同取組活動により多く配分する傾向にあり、同活動への充当割合は、統合前の55%から62%へと7ポイントも上昇していた（第4表）。

④協定代表者へのアンケート結果の分析からは、耕作放棄地の防止効果、地域・集落の活性化効果、多面的機能の維持効果のいずれにおいても、「統合協定」の方が高い評価であった（第2図）。また「統合協定」では、農業生産関連の話し合い（機械の共同利用、共同作業、農作業の受委託等）が積極的に行われるようになっていた。集落間の連携は、話し合いの機会を増やし、それが幅広い共同取組活動の実施につながり（第3図）、そして地域・集落の活性化へと着実に結びついていると言えよう。

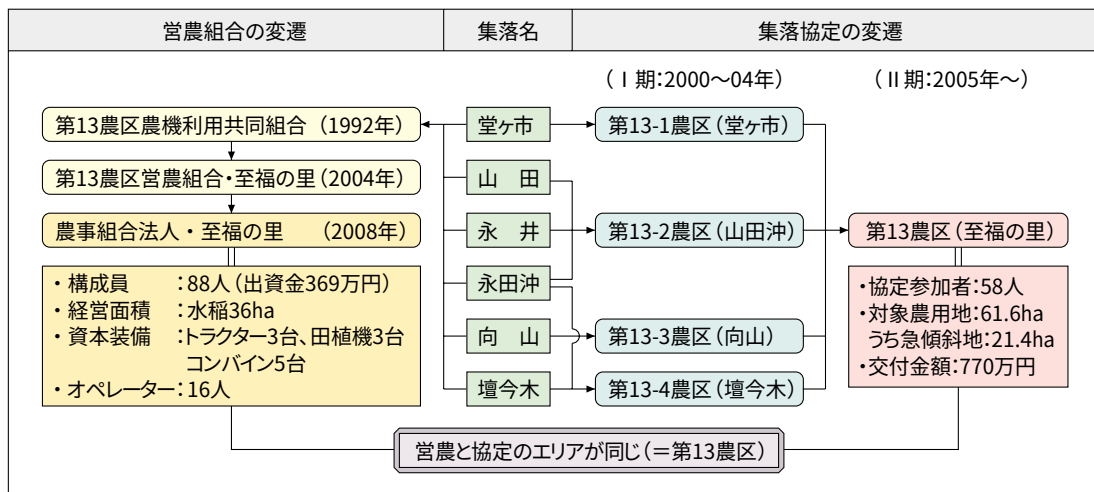
3 集落間連携への取組事例

(1) 集落営農組織を受け皿とする集落間連携タイプ

今回現地調査した集落間連携実施地区5カ所は、農地等の資源管理活動と集落における営農状況とのかかわりから、以下三つのタイプに大別することができる。

複数の農業集落で個々に締結されていた集落協定を一つに統合するとともに、農地や作業の受け皿として集落営農組織（農事組合法人）を設立・再編した、第13農区集落協定（山口県萩市）（第4図）と西谷上集落協定（大分県中津市）（第5表）が該当する。いずれも連携集落数が多いという共通点がある。

両地区ともに農地等の資源管理と集落営農の組織化が一体的に進められているが、それを可能としたのは中山間直払いへの参加農家と集落営農組織の構成農家がほぼ一致していることである。農地や作業の受け皿となる集落営農組



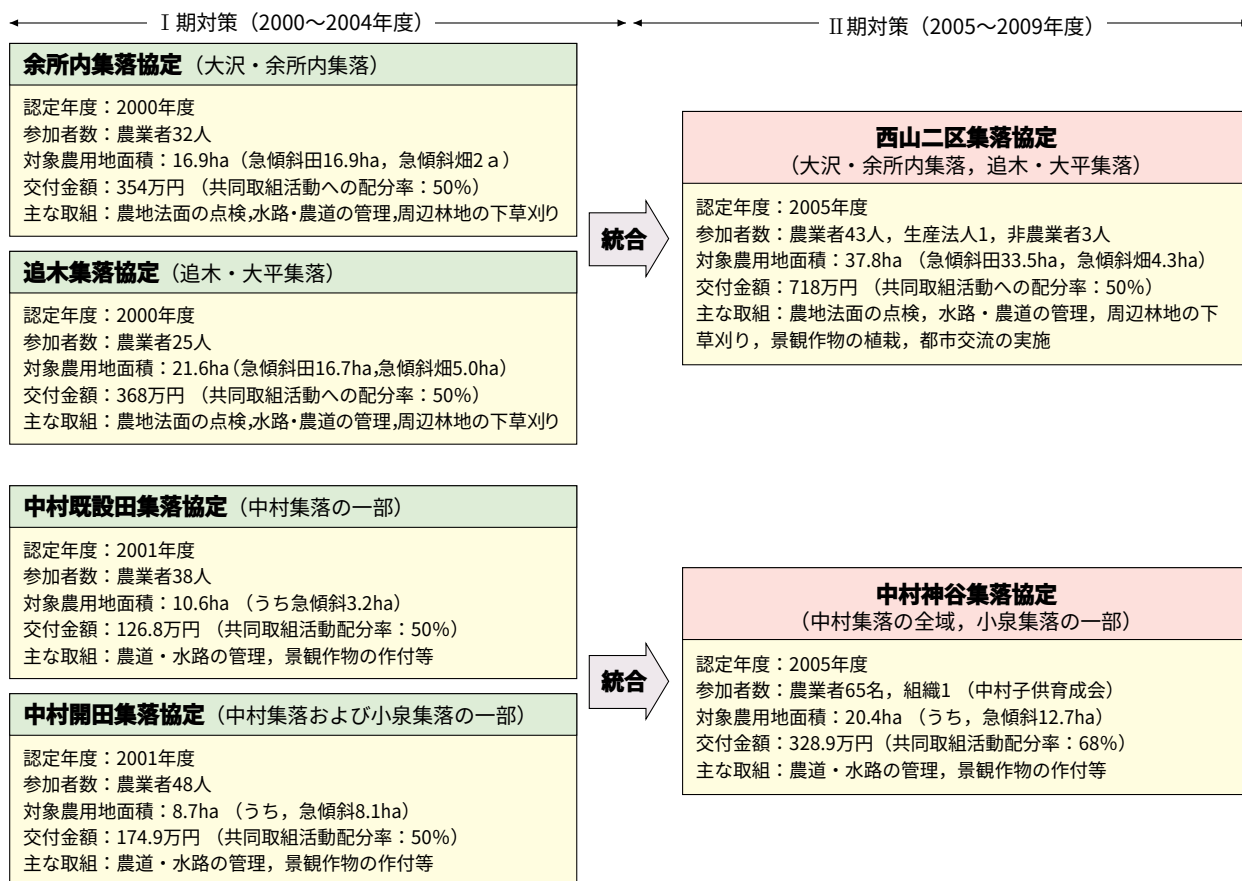
第4図 第13農区における営農組合と集落協定の変遷（山口県萩市旧福栄村）

注：永田沖集落では、I期対策の集落協定で参加農家が第13-2農区（山田沖）と第13-4農区（壇今木）に分かれていた。

第5表 西谷地区（大分県中津市旧耶馬溪町）における集落協定の変遷

	Ⅱ期対策 (2007年実績)	Ⅰ期対策 (2004年実績)				
◇集落協定名	西谷上 集落協定	計	桧木 集落協定	西谷上 集落協定	要 集落協定	樺木 集落協定
◇設立年	2005年	—	2000年	2000年	2000年	2001年
◇参加者	45人	49人	17人	20人	7人	5人
◇締結面積	16.9ha	17.7ha	4.8ha	6.5ha	2.6ha	3.8ha
◇交付金額	3,610千円	3,714千円	1,009千円	1,374千円	541千円	790千円
うち、 共同取組活動分	2,444千円 62.5%	2,077千円 55.9%	529千円 52.4%	851千円 61.9%	283千円 52.4%	414千円 52.4%

資料：現地ヒアリングより作成。



第5図 西山二区（福島県鮫川村）および中村神谷地区（長野県安曇野市）における集落協定の変遷

資料：現地ヒアリングより作成。

農地や作業の受け手となる組織がなく、協定役員等が中心となって集落内の農地を守っているというところから、西山2区集落協定（福島県鮫川村）と中村神谷集落協定（長野県安曇野市）が該当する（第5図）。ともに関係農業集落は2集落と少ないが、景観保全活動等の地域活動に積極的に取り組んでいるといった共通点がある。

農地や水路等の地域資源の管理だけでなく、地域活性化に向けた取組に積極的に取り組む両地区ではあるが、と

(2) 受け皿組織のない集落間連携タイプ

組織は、ともに法人化（農事組合法人）されており、これによって、高齢農家等が安心して集落協定に参加できる体制が作られていた。一方、集落営農組織の側からすれば、農産物の販売収入や作業受託収入だけで組織を運営していくことが厳しい中で、集落協定からの機械・施設等の援助が極めて大きな役割を果たしていた。

小規模な農業集落が多い中山間地域（特に、西日本）においては、機械の効率的な利用を図る上でも数集落のまとまりが必要であるが、農地等の管理を通じた集落間の連携が営農面での連携と一体化した時、集落連携の効果はより大きなものになることを二つの事例は示していた。

(3) 小規模・高齢化集落支援型タイプ

三つ目のタイプは、小規模・高齢化集落支援モデル事業に取り組む永谷集落（熊本県芦北町）である。同集落は18戸の農家のうち12戸が自給的農家であり、世帯員の3分の2以上が65歳以上の高齢者である。集落内にある三つの堰と、そこから田に水を引く用水路、さらには石積みの棚田を縫うように附設された農道の維持管理は、これまで集落および受益する農家グループによって行われてきたが、農家の高齢化が進む中で年々共同作業の実施が困難になりつつあった。また、水田の多くが谷地田で小区画（写真）なため、離農する農家の水田を引き受ける人がおらず、耕作放棄が進行していた。



永谷集落の谷地田

今回のモデル事業によって、隣接する横居木集落協定の支援を受けることになったが、その背景には、①横居木集落協定に参加している3戸の農家の農地が永谷集落内にあり、現在も出作（水路等の管理も実施）が行われている、②以前、横居木地区にあった小学校（分校）に永谷集落の人も通っていたため、多くの住民が相互に顔見知りである等、農業生産のみならず生活面での深いつながりが両集落間に存在していた。しかし、永谷集落における高齢化の進行は深刻で、後継者もほとんどいないことから、将来的に集落内の農地を誰が耕作するのか、その目処はたつて

いない。今回の事業を出発点として、営農面での連携や生活面での支援等、両集落の関係が段階的に深まっていくことが期待される。

4 集落間連携の推進に向けた課題

最後に、本調査・分析によって明らかになった、集落間連携の推進に向けての課題を幾つか指摘する。

第1に、中山間直払い制度の2010年度以降の継続である。集落間の連携を図って様々な活動を展開している集落においては、本制度がこれら活動の契機となり、財政的な裏付けにもなっていた。地域住民の力で課題克服に歩み出した多くの集落が、再び後戻りするのではないように、中山間直払い制度の継続が求められている。

第2に、農地・作業の受け手となる担い手や集落営農組織づくりと一体になった取組の必要性和支援のあり方である。平場とは異なり個別の担い手が少ない中山間地域で、リタイアする高齢農家等の農地や作業の受け手となる可能性があるのは、集落営農組織ということになる。しかし、圃場条件が劣悪で高齢化が進み、零細規模の飯米

農家が多い中山間地域では、経営体としての組織化が図れるところはごく僅かである。当面は、資源管理型の集落営農組織の育成やその活動に対する支援を行っていくことが、集落間の連携をスムーズに進めていく上でも重要である。

第3に、耕作者以外の地域住民を取り込んだ活動への展開とそれに対する支援についてである。集落を超えた連携はマンパワーの増加となり、農地等の管理活動のみならず、集落の景観保全活動や都市との交流事業等、幅広い取組に発展する可能性を持っている。集落間の連携は地域住民を取り込むチャンスでもあり、非農家世帯の参加を如何にして政策的に誘導していくかについても検討の余地がある。

第4に、地域リーダーの育成ときめ細かなサポート体制の整備についてである。集落間での連携を図っていく上で、最も重要な要素となるのがリーダーの存在である。しかし、複数の集落をまとめていける力量を持ったリーダーが存在するところはそう多くなく、集落や協定の役員等をきめ細かくサポートしていくための人的支援が求められている。各集落の実情を的確に把握し、適切なアドバイスを行っていく人材を配置するための組織体制作りや

人材育成、実際のサポート活動に対する一体的な支援のあり方を早急に検討していく必要がある。

第5に、個々の農業集落の主体性の尊重と、出来ることから連携を図っていくことの重要性についてである。個々の農業集落にはそれぞれ長い歴史があり、独自の慣行が残っていること、また、他の集落の人にも迷惑をかけたくないという思いは依然として根強いものがあることから、集落の枠組みを超えた取組を行うことは容易なことではない。したがって、各集落で独自にできることは個々の集落にまかせ、単独で出来なくなったところから順次連携を進めていくことが、集落間の連携を推進して行く上で最善の方法と言える。中山間直払いにおける複数集落間での協定統合は、その先導的役割を果たしている。

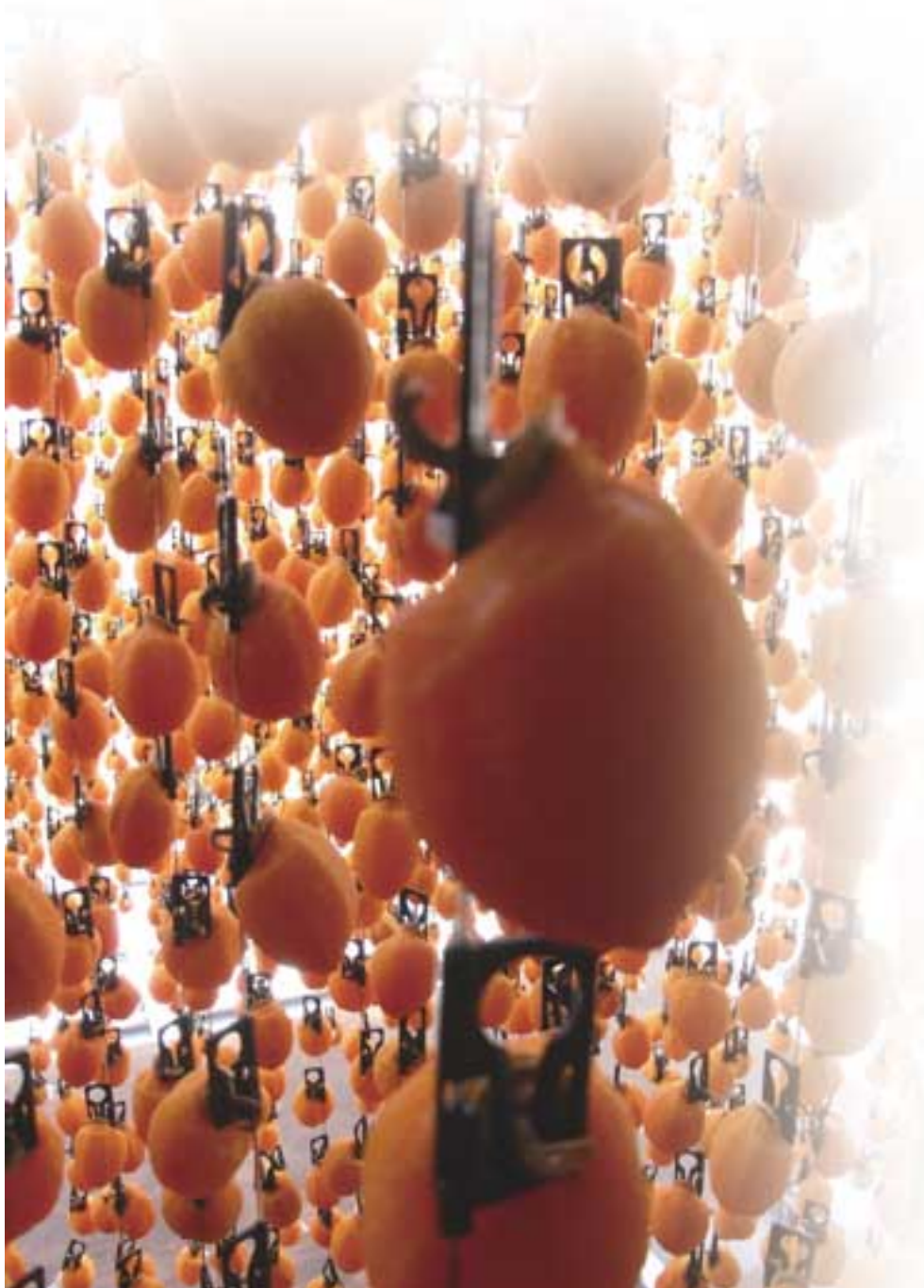
最後に、今回調査した集落間連携を行っている地区においても、半数以上で農業センサス上の農業集落と地元農家が認識している集落との間に乖離があった。このような乖離は、今後集落を単位に支援を行っていく場合の地区選定等に少なからぬ影響を及ぼしかねず、地域の実態に即して可能なかぎり漏れのないように工夫していく必要がある。

注(1) 集落協定コードと農業集落コードのマッチング作業は、Ⅰ期対策の中間年において農政調査委員会が実施した（農政調査委員会（2003）「平成14年度中山間地域等直接支払制度導入効果分析調査委託事業報告書」）。この時作成された連結コード表をベースに、日本水土総合研究所がⅡ期対策への移行状況を踏まえ再整理を行い、2005年農業センサスのデータを加えたデータベースを作成している（日本水土総合研究所（2008）「平成19年度中山間地域等の評価に関する検討調査報告書」）。本分析では、このデータベースを活用し農業集落の類型化や抽出等を行っている。

(2) 集落協定の活動状況報告は、農村振興局中山間地域振興課が都道府県・市町村を通じて各集落協定の参加者数、対象農用地面積、交付金額および交付金の使用用途、取組活動状況等、毎年の活動状況を所定の様式に基づき把握しているものがあり、本分析ではⅠ期対策最終年度の2004年度とⅡ期対策初年度の2005年度のデータを使用した。また、協定代表者へのアンケート調査データは、Ⅱ期対策の中間年評価のために実施された「中山間地域等直接支払制度に関するアンケート調査」集落協定用（平成19年9月～12月）のデータである。

(3) 水田型集落とは、集落内の水田率が70%以上の農業集落である。なお、すべての地目を対象とした集落協定の締結タイプ別の農業集落数は、日本水土総合研究所「前掲書」の24ページに整理されており、これによると「1集落1協定」の農業集落が13,825集落(54・5%)、「複数集落1協定」の農業集落が4,706

集落(18・6%)、「1集落複数協定」の農業集落が3,324集落(13・1%)、「混在協定」の農業集落が3,499集落(13・8%)である。なお、協定未締結の農業集落(対象農用地はあるが協定を締結していない農業集落)は9,355集落と報告されている。



单身食生活の 理念と現実

農業・農村領域主任研究官

杉戸 克裕

月曜日午後八時過ぎ。そろそろ勤務先から退出する時間である。单身生活者にとっては、夕食の選択に頭を悩ます時間でもある。

せっかく、間接的ではあるが日本農業の振興に関わる業務に従事させて頂いているので、できる限り日本国内で生産された食材を口にするように心懸けたい、と食事を選択する際に自分自身に言い聞かせている。

とはいえ、朝食はトースト、昼食は職員食堂というのが日々の現実である。

できることなら、せめて夕食くらい、国産農産物等を用いて自炊するのが理想的であると考えられるが、残念ながら時間的及び技能的都合により、それも困難である。

そこで、どうしても外食、すなわち飲食店に依存せざるを得なくなり、飲食店の選択が帰宅時の課題となる。

飲食店の選択に際しては、例えば、飲酒を伴うことを前提としながら日本産食材の使用率を選択指標とするのであれば、店先に飾られた緑色の提灯でその使用率（カローベース・店側の自己申告）を表示するという「緑提灯」(<http://midori-chouchin.jp/>)の活動を参考にするのも一つの手段であろう。ホームページでざっと登録店を検索した限りにおいて、東京都特別区内に立地する当該店舗の典型的な形態は、大きく二つに分類できるように思われる。一つは、繁華街に立地し、主に団体客を対象とするチェーン店と推定される装飾が暗めの居酒屋店舗である。料理は串焼き等の肉類、魚料理をメインとしたもので、メニューには宴会料理コースと飲み放題コースがある。残念ながら、こうした店舗は、歓送迎会等

の儀式ならともかく、帰宅途中に一人で行く飲食店ではない。もう一つは、住宅地に近くに立地する小料理屋風の高級和食系居酒屋である。こちらは家族経営が多いと推測され、カウンター席もあるの一名入店も可能である。しかし、素材にこだわる分だけ、総じて価格が高くなる傾向のようであり、我々庶民が日常的に利用するのは難しい。どちらの形態の飲食店にも共通するのは、提供される料理が「日常の食」でないということである。やはり、一般の消費者が日常的に食べるものを、安定的に生産・供給してこそ国内産の意義があると考ええる。

それはどういう飲食店で可能なのか。筆者としては、小規模家族経営の大衆食堂、もしくは、大衆酒場を推奨したい。これらの店舗では、価格が手頃であると同時に、料理が店内で手作りされている場合が多く、その分だけ国産品を使う可能性が高いと考えられるからである。ただし、家族経営は店舗間の格差が著しいので、店の吟味が必要である。

自分の選択基準に合致する店を探しためには、街を歩いてみて、めばしい店舗があれば店内の様子をそっと覗き、①客

層 ②混雑度 ③一人客比率、④店内の整理整頓、⑤従業員の動作等から、入店可否を判断することが重要である。食事してみた結果が納得いかないなら、その店には二度と行かなければよい。

勤務先からの帰路、途中駅で地下鉄を下車し、普段と違う街を歩いてみる。脇道に赤提灯が灯っている。暖簾の向こう側には「コ」の字型のカウンターがあり、目測で80%程度の混雑。一人客も多いようだ。思い切って入店してみる。「いらつしやい！」と店主の声が響く。壁に掛かった手書きのメニューに目をやる。牛煮込み（350円）、神戸牛と群馬産コンニャク使用、マグロブツ（350円）、焼津、純米酒（400円）、岩手等こんな店に巡り逢えたら正解である。追加で肉味噌キュウリ（200円）を注文する。生産地の表示はないが、夏場の生鮮キュウリであれば国内産であろう。炎天下に農作業をしている夏秋キュウリ生産者の方々へ勝手に思いを馳せつつブルームレスのキュウリに嚙りつきながら、单身生活者の夕食がクールに進むのであった。

Lynda Resnick with Francis Wilkinson 著

Rubies in the orchard: how to uncover the hidden gems in your business

国際領域主任研究官 井上 荘太郎

世の中が変わった味のものは色々あるが、個人的には青汁などその最たるものだと思う。子供のころ一度試したが、本当にまずかった。以来、二度と手が出ない。今では飲みやすい青汁もあるそうだが、あの時の強烈に青臭かった青汁も、しっかり売られている。まずいほうが身体に良い気がするという人も多いのだろう。

食品の研究者は食べ物が人体に与える影響を三つの働きに分けて考える。最初が栄養、二番目が味覚、そして三番目に体調を調節するという働きがある。この第三の働きを強調したものが、トクホ（特定保健用食品）表示で知られるようになった「機能性食品」である。今では、身体に良いということやセールスポイントにした食品や農産物が急速に増えている。食品産業や農業にとって、この「機能性」は付加価値を生む大切な源になっているのだ。

筆者は今年、アメリカでザクロの事例調査をする機会を持った。ここで紹

介するのは、そのザクロジュースを機能性食品として成功させたリンダ・レズニック氏が語るビジネス半生記である。

天性のマーケッターと呼ばれるレズニック氏は、経営管理に明るい夫とともに、生花のデリバリーサービス、高級な人形やモデルカー、アクセサリなどの製造販売、太平洋のフィジーからの飲料水の輸入など、多彩な事業を手掛け、それぞれのニッチ分野でトップ企業を育てあげた。そして、80年代にカリフォルニアの果樹作地帯であるセントラル・バレーで農業に参入し、その規模を急速に拡大した。現在ではザクロをはじめ柑橘類やアーモンド、ピスタチオの米国最大の生産者となっている。

カリスマ経営者となった彼女の説くところ、ジャンルや規模の大小を問わず、ビジネスの要諦は、提供する商品やサービスが本来持っている独自の価値、「本質的価値」を深く理解し、す

べての関係者でそれを共有し、見失わないところにある。

彼女が見出したザクロの本質的価値とは、この果物の強力な抗酸化機能である。実は、この夫婦経営者は90年代から、25億円相当の資金を臨床研究に投じて、ザクロ果汁の摂取が動脈硬化や前立腺機能を改善する効果を調べていた。

ザクロジュースを最終的に商品化する際の社内会議は混乱していたという。コストを下げるために他の果物とのミックスジュースにすることや、飲みやすくするために薄めて糖分を加え、味を調整するべきだという意見が多かった。他にも、あふれかえる新商品の海の中で、十分目立つことのできる容器の形状を見つけることなど、多くの解決すべき課題があった。こうした商品開発に関する一連の問題を解いていく鍵こそ、ザクロの本質的価値に帰ることだったという。

結局、発売された商品は、カリフォ

ルニア産ザクロ果汁100%のジュースであり、ひょうたん型のボトルに入って1本約5ドルとずいぶん高価なものになった。そして日本の青汁ほど変わった味ではないが、酸味が強く、やはり少し風変わりといえる味になった。だが、この独特の味覚と個性的な容器が、機能性研究の成果を前面に出すマーケティングとも相まって、ジュースは生産がまるで追いつかないほど売れた。いまや、1社で経営するザクロ果樹園の面積は7千ヘクタールに達している。

日本とアメリカでは農業の規模は隔絶しており、レズニック氏の成功談はまさに別世界のスケールではある。しかし、機能性農産物という未だ歴史の浅い分野に関わる方々にとって、本書で細かく語られる地域ブランドづくりや機能性を強調したマーケティングの経験の数々には、参考となるところが多いのではなからうか。

『Rubies in the orchard: how to uncover the hidden gems in your business』

著者: Lynda Resnick with Francis

Wilkinson

ページ数: 224 ページ

出版年月: 2009年2月

出版社: Broadway Business

農林水産政策研究に関連する学会等の紹介

(2009年10月～12月開催)

開 催 学 会 等	主 催	開 催 年 月 日	開 催 場 所
American Evaluation Association 2009年大会	American Evaluation Association	2009年11月11日(水) ～14日(土)	オーランド(フロリダ)
Institute for Operations Research and the Management Sciences INFORMS Annual Meeting 2009	Institute for Operations Research and the Man- agement Sciences	2009年10月11日(日) ～14日(水)	サンディエゴ コンベンションセンター
アジア政経学会 2009年度アジア政経学会全国大会	アジア政経学会	2009年10月10日(土) ～11日(日)	法政大学 (東京都千代田区富士見2)
アジア法学会 2009年秋研究大会・研究総会	アジア法学会	2009年11月14日(土)	東京大学
科学技術社会論学会 第8回年次研究大会・総会(2009年度)	早稲田大学	2009年11月14日(土) ～15日(日)	早稲田大学 (早稲田キャンパス)
環太平洋産業連関分析学会 第20回(2009年度)大会	環太平洋産業連関分析 学会	2009年10月31日(土) ～11月1日(日)	サンリフレ函館 (函館勤労者総合福祉センター)
経済理論学会 第57回大会	経済理論学会	2009年11月22日(日) ～23日(月)	東京大学経済学部 (本郷キャンパス)
現代韓国朝鮮学会 2009年度大会	現代韓国朝鮮学会	2009年11月13日(金) ～14日(土)	釜山・東西大学校
国際開発学会 第20回国際開発学会全国大会	国際開発学会	2009年11月21日(土) ～22日(日)	立命館アジア太平洋大学
人文地理学会 2009年人文地理学会大会	人文地理学会	2009年11月7日(土) ～9日(月)	名古屋大学
政治経済学・経済史学会 2009年度秋季学術大会・総会	政治経済学・ 経済史学会	2009年10月24日(土) ～25日(日)	岡山大学 (津島キャンパス)
地域漁業学会 2009年山口大会	地域漁業学会	2009年11月27日(金) ～29日(日)	水産大学校 (下関市)
地域農林経済学会 第59回地域農林経済学会大会	地域農林経済学会	2009年10月24日(土) ～25日(日)	高崎市立高崎経済大学 (群馬県)
地理情報システム学会 第18回研究発表大会	地理情報システム学会	2009年10月15日(木) ～16日(金)	新潟朱鷺メッセ・新潟コンベン ションセンター国際会議場3階
日本村落研究学会 2009年度(第57回)大会	日本村落研究学会	2009年10月30日(金) ～11月1日(日)	ホテル広子園 (京都府綾部市)
日本農村生活学会 第57回日本農村生活研究大会	日本農村生活学会	2009年12月2日(水) ～3日(木)	つくばCapio (つくば市)
日本経済学会 2009年度秋季大会	日本経済学会	2009年10月10日(土) ～11日(日)	専修大学 (生田キャンパス)
日本社会学会 第82回日本社会学会大会	日本社会学会	2009年10月11日(日) ～12日(月)	立教大学
日本水産学会 平成21年度秋季大会	日本水産学会	2009年9月30日(水) ～10月3日(土)	いわて県民情報交流センター・アイーナ 盛岡地域交流センター・マリオス
日本地理学会 2009年度秋季学術大会	日本地理学会	2009年10月24日(土) ～27日(火)	琉球大学 (千原キャンパス)
日本保険学会 平成21年度全国大会	日本保険学会	2009年10月24日(土) ～25日(日)	龍谷大学 (京都市)
日本リスク研究学会 2009年度研究学会 第22回年次大会	日本リスク研究学会	2009年11月28日(土) ～29日(日)	早稲田大学
農業問題研究学会 2009年度秋季大会	農業問題研究学会	2009年11月3日(火)	東京農工大学農学部
総合観光学会 第17回全国学術研究大会 2009年秋季大会	総合観光学会	2009年11月28日(土) ～29日(日)	山形県天童市
日本現代中国学会 第59回全国学術大会	日本現代中国学会	2009年10月17日(土) ～18日(日)	神戸大学
日本国際経済法学会 2009年研究大会	日本国際経済法学会	2009年11月14日(土)	甲南大学 (岡本キャンパス)
日本都市計画学会 2009年度(第44回)学術研究論文発表会	日本都市計画学会	2009年11月14日(土) ～15日(日)	長岡技術科学大学

最近の刊行物

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料

第5号(2009.8)	平成20年度カントリーレポート	中国、ベトナム
第6号(2009.8)	平成20年度カントリーレポート	オーストラリア、アルゼンチン
第7号(2009.8)	平成20年度カントリーレポート	米国、EU
第8号(2009.8)	平成20年度カントリーレポート	韓国、インドネシア

環境プロジェクト研究資料

(2009.9) バイオ燃料導入による諸効果の定量的評価

平成21(2009)年10月20日 印刷・発行

PrimaFF Review

農林水産政策研究所レビュー No.33



編集発行 農林水産省農林水産政策研究所
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
TEL 03-6737-9000
FAX 03-6737-9600
URL <http://www.maff.go.jp/primaff>

印刷・製本 株式会社 美巧社

Primaff Review

